

産業生活常任委員会
予算常任委員会産業生活分科会

（平成25年2月28日）

山本里香委員長

おはようございます。2日目の審査に入りたいと思います。

きょうはちょっと小林委員がおくれてみえるという連絡が入っておりますので、今から進めさせていただきます。

きのうに引き続いて、市民文化部の部門で、男女共同参画課、市民課、あさけプラザ、楠総合支所、あさけプラザは、正式名称は四日市地域総合会館あさけプラザということだそうですが、平成25年度予算の審査をいたします。

12時30分から議会運営委員会が入っておりますので、午前中の審査は時間のころ合いを調整しながら考えたいと思いますので、ご協力ください。

それでは、議案第1号平成25年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第10目総合支所費、第13目あさけプラザ費、第17目男女共同参画費、第3項戸籍住民基本台帳費、第10款教育費、第5項社会教育費、第3目公民館費中関係部分及び第2条債務負担行為中関係部分について、追加資料の説明を求めます。

議案第1号 平成25年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第10目 総合支所費

第13目 あさけプラザ費

第17目 男女共同参画費

第3項 戸籍住民基本台帳費

第10款 教育費

第5項 社会教育費

第3目 公民館費中関係部分

第2条 債務負担行為中関係部分

伊藤男女共同参画課長

おはようございます。男女共同参画課の伊藤でございます。私のほうからは男性のための電話相談についての追加資料のご説明をさせていただきます。追加資料のほう42ページになります。

男性のための電話相談を平成25年度新規に実施するに当たりまして、今年度試行実施しました。その結果、実施するに至った経緯、それから、平成25年度の実施案ということでお示しをさせていただきました。順にご説明を申し上げます。

男性のための電話相談試行結果ということで、今年度の平成24年6月に毎週木曜日、夜6時から9時までの3時間ということで電話相談をさせていただきました。相談件数については、その(3)の表にありますとおり、合計6件ということで、1回当たり1.5人ほどというような結果になっております。相談者の年齢と勤務状況については、表にあるとおりです。年齢幅は20代から60代まで、まんべんなく広くというような状況でございました。

相談の内容といたしまして、夫婦関係というところで、妻へのDVについての相談、離婚の相談。それから、子供にかかわることで、10代の子の妊娠、子供夫婦の不仲、子供の同性愛についてというような相談。それから、職場に関することで、仕事に行くのがつらいというようなご相談がございました。

2として、男性相談を実施するに至った経緯ということでございます。また、この後の協議会のほうでご審議いただく配偶者等からの暴力(DV)防止基本計画を策定するに当たって、四日市市男女共同参画審議会のほうで専門部会を設置して検討をさせていただきました。その中で、市民意識調査の結果、何らかのDV被害経験がある男性が3割以上いたというようなことから、今まで男性が相談する場がなかったんじゃないかというご意見。それから、今年度の男性相談の試行の結果から、DVの重篤化を防ぐ意味でも、DV加害行為をしてしまう男性の悩みを聞く場も必要じゃないかというようなご意見がある中で、その後の審議会の審議等も経まして、平成25年4月施行予定の四日市市配偶者等からの暴力(DV)防止基本計画の中で、加害者への働きかけも含めたあらゆる相談ケースに、いつでも適切に対応できる体制づくりのための一つの事業として、男性向けの相談を実施するということを明記させていただいて、平成25年度新規事業として実施をしたいということでご提案をさせていただいてございます。

3番でございます。平成25年度実施案としましては、7月から実施をさせていただこうと思っています。毎月第2土曜日の12時から午後3時までの3時間ということで、原則1

人30分程度、相談は無料になります。相談員については、男性の臨床心理士さんをお願いさせていただき予定をしております。経費としましては、1回当たり税・交通費込みで3万円、9回分の27万円ということで予算計上させていただきました。

以上でございます。

前岨市民課長

おはようございます。市民課長の前岨でございます。引き続きまして、次の43ページ及び44ページに追加資料としてご説明申し上げたいと思います。

まず、住民基本台帳カードの状況ということでございます。住民基本台帳カードと申しますのは、住民基本台帳法に基づくICカード、ICチップを登載しておるものですが、このICカードで、いわゆる住基カードと呼んでいるわけですが、平成15年8月より全国的に交付ということで、市民課でも交付ということで行っております。

住基カードにつきましては、右にありますように、写真つきと写真なしの2種類がございます。いずれも料金を500円いただきまして、有効期間は発行日より10年間となっております。なお、写真つきのカードは公的な本人確認書類として利用できるということで、高齢者の方が、運転免許証を返納された方などが作成されるというようなことがございます。

さらに、住民基本台帳カードに電子証明書を格納するというので、公的個人認証ということでインターネットを利用した電子申請（e Tax）、今その時期でございますけれども、e Taxにも活用できるというところでございます。

それで、住基カードの取り扱い窓口でございますが、各地区市民センター、中部地区市民センターは除きますけれども、それから楠総合支所、もちろん市民課もありますが、申請はできます。ただし、交付ということでお渡しさせていただくのは市民課ということでございます。交付に際しましては、4桁の暗証番号を入力していただくということになりますので、その機器が配置されておるのが市民課ということになっておりますので、ご足労いただくこととなりますけれども、ご協力いただいております。

今の交付状況でございますけれども、四日市市における実績としましては、累計、平成15年度から現在までで1万656枚ということで、住基人口の3.49%ということでございます。下にそのグラフを記載させてもらっておりますけれども、平成19年度あたりが1928枚ということでちょっとピークを迎えて、この年はe Taxの減税制度が設けられた年で、

電子証明書を多く取得されたということがございまして、住基カードの発行がふえております。

ただ、電子証明書の期限は3年ということでございまして、3年たった方については、再度、市民課のほうにお越しただいての更新という方もたくさんいらっしゃいます。現在、その申告の時期に当たっておりますので、市民課としましては、19時まで延長ということで対応させていただいております。参考には、三重県及び全国の交付枚数を挙げてございまして、四日市市としては若干、全国、三重県の交付率を下回っておるといのが現状でございます。

続きまして、44ページの市民窓口サービスセンター調査研究事業というところでございますが、こちらの事業の目的につきましては、戸籍、住民票の証明という行政サービスの利便性を常に向上させるというふうな観点を持っておりますが、総合計画にも位置づけされておりますところの土日・休日、夜間でも利用可能な窓口をとということで、それにつきまして、現在調査ということをやっております。

それで、事業内容につきましては、(1)で平成24年度につきまして、新たな市民窓口サービスセンターの設置の可能性、あるいはその方向性を総合的に検討するための資料の作成に今入っております。市内を三つほどに分類して、市の施設とか、あるいはショッピングセンターなどを対象にして、その可能性がある施設についてのいろんなデータ、交通体系とか、人口推測、あるいは駐車場とか、セキュリティーなどを含めた、そういった基礎データを集めたりしております。続きまして、ほかの自治体もあわせて調査しておるところでございます。

それから、平成25年度につきましては、市民窓口サービスセンターにつきましての基本的な考え方をまとめていきたいと考えております。現在、転入とか転居の方の利便性をさらに向上させようというようなところがサービスの充実と考えますと、土曜日や日曜日、あるいは夜間でも住所変更の受け付けができないかどうかというようなことなどを一例にして、具体的な検討をする予定でございます。

さらに、国によりますマイナンバー、社会保障と税の関係でございまして、これはまだ国会のほうにも出されておられませんけれども、その動向がございまして、そういったものを見据え、さらにはそれに伴うコンビニエンスストアでの住民票等の交付についての調査も行っていきたいと思っております。そういったことを踏まえて、いろんな設置形態がある中で、メリットとかデメリット、あるいは人員の配置、コストとか、導入につ

いての種々課題について整理したいというふうに思っております。

したがって、事業費につきましては、平成24年度は業務委託で予算が100万円で、実績の見込みが60万9000円というところで、見込みでございます。それから、平成25年度につきましては、やはり業務委託をするところの予算として200万円の計上をさせていただいております。

なお、参考に右側のほうに表がございますけれども、こちらは駅前の市民窓口サービスセンターの現在どのような業務を取り扱っているかというふうな状況でございます。先ほど申し上げたところの住所の転入・転居については、今のところ取り扱っておりません。こういうような状況をお示しさせていただいた状況でございます。

説明は以上でございます。

川北あさけプラザ館長

おはようございます。四日市地域総合会館あさけプラザ館長、川北でございます。

私のほうからは追加資料の45ページ、貸館における設備や備品の点検についてご報告申し上げます。あさけプラザは、昭和59年の開館以来28年、また会議室につきましても備品のほうも、増築部分につきましても16年が経過し、机・椅子等毎日午前の部、午後の部、夜間の部と3回机の出し入れを倉庫からしているという状況でございます。

部屋を貸し出しして、返却のときには机・椅子を倉庫に戻していただくということの中で、平成25年2月1日の夜間貸し出し時に第4・第5会議室の机にボルトの緩みがありまして、ちょっと迷惑をかけて申しわけございませんでした。

資料の管理点検状況でございますが、貸館時間までの鍵あけの際に、職員が室内の状況や備品の状況を目視で確認しております。また、終了後、委託事業者が毎回清掃を行っておりまして、忘れ物の点検や備品等の破損について目視で確認しております。

そして、清掃終了後、警備委託事業者が室内を確認した上で施錠しております。それから、机・椅子等の点検につきましては、職員が年2回程度不定期で点検を行い、金具の緩みなどふぐあいの調整を実施してまいりました。しかし、今回のような事態になりましたことを受けまして、今後は備品点検チェックリストを作成し、備品等の破損などの確認を四半期ごとに実施し、記録するというところで、既にほとんどの部屋につきまして実施したところでございます。

また、お部屋の利用者には使用の都度、使用報告書を、今までは利用人数の報告だけ事

務所にさせていただいておりましたが、今後は、使用報告書を受付でお配りいたしまして、利用者によりまして、利用人数の報告、それから片づけ、忘れ物などの点検やチェックをしていただきまして、さらに事務所への連絡ということで、利用者から備品等のふぐあいなど連絡事項をご記入いただき早期発見に努めたいというふうに、既に改善を進めておるところでございます。

備品等につきましては、使用頻度が高いということで、天板に穴があいているとか、そういった状態を直していなかった部分もございます。それから金具が少し破損しているものもございます。早速メーカーのほうを呼びまして、点検して、予算の見積もりをとったところございまして、予算が許せば年度内に修繕等を実施したいと。非常にたくさんあさけプラザは机等ありますもので、その中で状態の悪いものにつきましては、早急に対応したいというふうに進めているところでございます。

あさけプラザからは以上でございます。

服部市民文化部次長兼楠総合支所長

おはようございます。楠総合支所服部でございます。よろしくお願いいたします。

同じく45ページで、楠総合支所の関係分ということで、貸館施設の管理点検状況ということでご説明をさせていただきます。楠総合支所におきましても、貸館終了後、職員、夜間とか休日は鍵番が行うわけでございますけれども、室内の窓の施錠、消灯、机、椅子、貸出備品等がもとに戻されているかということを確認しております。

また、施設利用者に対しましては、机・椅子等が汚れたり、あるいは壊れたりする可能性もあるイベント等では、事前にシートなどで保護するような処置をするように指導をさせていただいております。

また、机・椅子等の点検につきましては、これまでは職員が年2回程度不定期で点検を行い、金具の緩みなどふぐあいの調整を実施しております。備品の破損等の今後の対応につきましては、先ほどあさけプラザがご説明させていただいたことと同じでございますので、省略をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

山本里香委員長

追加資料の説明はお聞き及びのとおりです。

ただいまより質疑を始めます。

市議会モニターさんが傍聴としてお一方入られていますので、ご報告申し上げます。

それでは、委員の皆さん、ご質疑のある方、ご発言をお願いします。

石川善己委員

大きく2点ほどお伺いしたいんですが、まず1点目なんですけども、市民窓口サービスセンターのことなんですけど、自動発券機がごくまれに全国的に導入されているところがあると思うんですが、その辺の検討というのはされているのでしょうか。

前嶋市民課長

市民課前嶋でございます。

委員がおっしゃっていただいているのは自動交付機のお話だと思います。自動交付機は今から十数年前に全国で始まりまして、四日市市では導入しておりませんが、10年以上の実績を持っている市町、三重県下では9市町18台が現在導入されております。近隣では菰野町さんとか、川越町さん、それから桑名市さんといったところがございますけれども、四日市市につきまして、以前検討させていただきましてけれども、導入経費が多額に上るところとか、あるいは、開館時間といいますか、制限が、朝は8時半からとか、夕方は職員のおる間とか、ちょっと制限がある中で、四日市市につきましては、市民窓口サービスセンターで直接顔の見えるところでの交付のほうが市民サービスだろうということで導入については至っておりません。

以上でございます。

石川善己委員

ありがとうございます。コンビニについても、ここでマイナンバーの動向を見据えながらということで触れていただいておりますけど、たしか隣の鈴鹿市さんが今年度予算のほうで計上されておったと思うんですね。ぜひ、隣ですし、情報を入手していただきながら、私個人的にはコンビニでやっていただくとええのかなって。なかなか核家族で共働き夫婦の場合、本当にとりに行けないケースが多々あるので、視察でも行かせてもらって、話を聞かせてもらってききましたけど、結構安価に設定してあったんですけど、逆に本当やったら地区市民センターとか、ああいうところへ行くとらなきゃいけない手間を、コンビニで簡単にとれるということであれば、通常の発行に手数料を上乗せした金額で出して

も、結構需要があるんじゃないかなと個人的には思っていますので、その辺、一回また鈴木鹿市さんなどの情報をぜひ入手していただきながら検討してもらえたらなと、これは個人的な意見です。

もう一点お伺いしたいんですけど、1カ月近く前かと思うんですけど、場所は曖昧なんですけど、津市やったかな。DVで女性が避難しているところで、ご主人が奥さんの住民票を発行して、熊野市でしたっけね、連携がうまくいってなくて交付してしまったという事例があったと思うんですけど、あの辺を受けて、新たにそういうことを防止するための取り組みとか、検討とかをされたのであれば、その辺をちょっと聞かせていただきたいんですけど。

前嶋市民課長

DV防止、あるいは最近は障害者、高齢者の方の防止というふうなことも広く対象になってきました。熊野市さんのほうの事例につきまして、私のほうも新聞記事等で拝見させていただきました。四日市市におきましても、現在200余りのDVのケース、200名と言ったほうがいいですか、そのぐらいのDV被害者がございまして、委員がおっしゃるように、加害者からの請求に私どもが十分な対応を、少し連携が悪くて交付してしまうということは、これは重大な人権に関するミスでございますので、その点で私どもとしては、数年前にも四日市市におきましても、実は少し危ういようなことがございましたものですから、それ以来というものは、幾つかの目を経ながら、あるいは機械上もそういう警告と申しますか、交付できないように措置をとって、今、万全の対策をとっておるところでございますけれども、何せいろいろな要求というのが加害者の方からあるのは事実でございます。

以上でございます。

石川善己委員

ありがとうございます。本当にこれは起こしてしまったら絶対あかんことですし、横の連携をしっかりと密にとっていただいて、こういう事例が本市で発生しないように取り組みをお願いしたいと思います。ありがとうございます。

山本里香委員長

関連ということで、よろしいですか。

森 智広委員

本人通知制度のシステム改修というのは、恐らくその関係ですよね。また違うんですか。

前嶋市民課長

直接DVから派生したものではございません。

森 智広委員

DVは関係ないんですけど、不正取得という意味で。

前嶋市民課長

市民課長の前嶋でございます。

委員がおっしゃるとおり、不正取得、その防止、予防といった観点からでございます。

森 智広委員

このシステム改修で660万円ほど予算計上されているんですけども、委員会資料の18ページなんですけど、今まで従前もされているようなことを言っていたんですけども、これはまた新しくシステムが変わるということですか。

前嶋市民課長

従来、この制度としては、四日市市は導入しておりません。今回全国的な事案と申しますか、事件がございました中で、各自治体、全国で今200ほどの自治体がこのような制度を導入、あるいは検討しておるといふふうに聞いておりますけれども、この制度は登録制ということで、あくまで申し出ていただいた方に対して第三者等の請求があった場合、その事実を通知しようというのが基本でございます。抑止効果と申しますか、そのあたりが狙いでございます。

森 智広委員

これは事後通知になるんですか。

前岨市民課長

市民課長前岨でございます。

事後通知になりますけれども、速やかにということで、発生してからでございます。

森 智広委員

このサービスが提供されるのは、来年度のどのタイミングですか。

前岨市民課長

市民課長前岨でございます。

この制度につきましては、全国的にはいろいろな取り扱い、少しずつまちまちでございますけれども、四日市市としては、まだ十分な成案のところまで至っておりませんので、この制度自体を導入しようという中で、時期につきましては、年度内といいますか、平成25年度という形で進めていきたいと思っております。いろいろな制度とか、制約とかがございますので、またこちらのほうで基本的な考えができましたら、また委員会のほうなり、皆様にお示しさせていただきたいなと思っております。

森 智広委員

実際にそのサービスが享受できるのは年度の後半とか、再来年度ぐらいからというイメージですか、イメージでいうと。平成25年4月からできるというわけじゃないですね。そういうことでいいですか。

前岨市民課長

市民課長前岨でございます。

委員がおっしゃっていただきましたように、この平成25年4月から導入というわけには、まだ整備がされておられませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。

山本里香委員長

それでは戻りますが、よろしいですか。

この件でですか。関連ですか。

荒木美幸委員

簡単に確認だけさせてください。済みません。平成25年度の取り組みというところで、土日・休日、夜間云々とありますけれども、この夜間という考え方なんですが、現在のところ、駅前も19時までというサービスの時間ですけれども、この夜間という考え方の中に、もう少し夜間の時間を広げていくという考え方はあるのでしょうか。お願いします。

前嶋市民課長

今、市民窓口サービスセンターは、おっしゃっていただきましたように、19時までになっております。それ以降、各いろいろな自治体によりましては20時あたり、あるいは形態によっては、21時は非常に少ないんですけど、20時になるかどうかというところあたりが一つ検討課題になるかとは思っております。

荒木美幸委員

わかりました。

山本里香委員長

よろしいですか。

荒木美幸委員

結構です。

伊藤 元委員

住民基本台帳カードについて、ちょっとお尋ねいたします。資料、ありがとうございました。わかるようにすばらしくまとめていただいたなというふうに思っております。この住民基本台帳カードなんやけど、目的を見ればわかるんやけども、行政サービスが便利になるというか、一番の目的かなってこれを見らと思うのやけど、前の1ページ目のところに書いてあるのは、写真つきカードは公的な本人確認書類として利用でき、運転免許証を返納された高齢者の方の作成が増加していますとなっていますね。この住民基本台帳カードの社会性ってどうなのかな。行政だけに通じるカードなのか。

前岨市民課長

市民課長前岨でございます。

行政だけというよりも、身分証明となりますと、銀行といったような金融機関とか、特に口座開設をされる際、あるいはいろいろな契約をされる際の対外的などいいますか、身分証明として十分活用できます。市役所だけの身分証明ということではございません。広く利用できるところでございます。

以上でございます。

伊藤 元委員

それは間違いないですか。ちょっと確認をしたいんだけども。幅広くどんな機関にも、これは身分証明で通用しますという広報が、周知がされていますか。

前岨市民課長

市民課長前岨でございます。

住民基本台帳カードの広報につきましては、e Taxというのが利用できるという形でございますので、それにあわせて、広報よっかいちでは11月号あたりでこういうような制度がありますということで毎年広報はさせていただいておりますけれども、それ以外には窓口チラシを置いたりとか、そういった形でのPRになっております。

以上でございます。

伊藤 元委員

やはりそれも行政関係なんやわな。そうじゃなくて、社会性ということは幅広く民間に対しても、これが身分証明で通用しますよということが周知されていますかということちょっとお尋ねしとるんですけども。身分証明というのであれば、当然それはそのようにどこへ持っていっても扱ってもらわんと困ると思うの。

実はね、この間私のところの会派の方が買い物をするときに身分証明を出してくださいということで求められました。住民基本台帳カードを出しました。これだめですと言われました。運転免許証にしてくださいって。某大手の携帯電話会社ですけど。これ困るんやな。やっぱり行政は幅広く身分証明として使っていただきたいという気持ちがあるわけでしょう。特に設定、ここに書いてあるように、高齢になられると運転免許証とか、そうい

うものを返納されると、その方の身分証明がなくなっちゃうのね。保険証というのもあるんだけど、保険証には写真がついていない。それにかわるものというのと、やっぱりこれはすごく大きな価値があると思うの。それを中途半端なことをしとるから、その1回だけで言い切ることはできませんけど、まだ広報、周知が足らんのやと思うんです。だからもっとしっかりとその辺を、利用の幅を広げることによって取得率も上がっていく。そうすると、行政もこれをやっとなる価値が出てくるというふうに思うんです。そういったときに、その辺が、周知が足らるのであれば、予算的にこれだけでは足らんのと違うかな。ちょっとコメントください。

前嶋市民課長

広報につきましては、おっしゃるとおり、ちょっと不足しておるといふふうに感じているところもございますので、一層取り組んではいきたいと思いますが、先ほど一部の証明に某大手の携帯電話会社とおっしゃっていただきましたけども、この住基カードにつきましては、一部通用しない部分が実際にございます。犯罪の利益移転防止の法律だったか何か、ちょっと正確なところは、済みませんけれども、要するに一部、その法律の規則によると、住民基本台帳カードは使えるとなっておりますけれども、全ての契約において通用させることはできない。電話会社の一部については、犯罪移転防止の法律の枠にはまらないというような、枠にはまらないということは、その企業独自の判断で有効になるかどうかということが求められて、某携帯電話会社では通用しないというふうには伺っております。少し説明がまずくて申しわけございません。いずれにしましても、広報、周知が不足しているというご指摘でございますので、さらに一層進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

伊藤 元委員

企業さんが自主的な考えで、これはだめですよということがあるということですね。先ほどの説明だとね。そやけど、なぜなのかな。公の行政関係、運転免許証も一緒やわな。運転免許証はよくて、住民基本台帳カードがなぜ悪いのやろ。ちょっと僕はその辺が不可解。行政の努力が足らんのと違うのかな。その点についてもしっかりとそういうことがないようにして欲しいなという願いはしておきたいと思う。

それと、広報が足らんということをも認めてもらったんやけども、じゃ、それをどうやっ

で今後やっていくのかというところを少し教えてもらわんと、はい、わかりましたというわけにもちょっといかなと思うんやけど、いかがでしょうか。

前岨市民課長

市民課長前岨でございます。

ペーパーとか、そういったものでの広報というのは、ある意味限界があるかと思imasuので、具体的なそういった企業等、そういったところにも働きかけていくような形でも取り組んでいきたいなと思っております。

以上でございます。

山本里香委員長

追加ありますか。

前岨市民課長

金融機関などでも、まだまだ徹底されていないというところがあると思imasu。これは総務省のほうからのいろいろなパンフレットもいただいておりますので、三重県なんかとも連携はしていきたいなと、このように考えております。

伊藤 元委員

取り組みをちょっと説明していただいたんやけども、これは国からの大きく働きかけを民間にしっかりとしてもらわんとあかんのと違うかな。市は市の範囲の中で頑張ってもらおうというのも、そうなんやけども、国、県、市、この連携が一番やと思うんやわ。せっかく持っている人が使えないのでは効果がないので、ぜひその辺しっかりと県、国のほうへ働きかけていただいて、その辺がそうならないように努めていただきたいと思います。

当初予算としては、とりあえずその観点が抜けておったでこんなことかなと思うのやけど、早いところ、その辺また補正していただくように要望して、一応終わります。

山本里香委員長

関連ということで。

樋口龍馬委員

ずっと私も言っているんですけど、ここにバーコードがついていれば、より身分証として機能が生きるという話もありましたよね。僕のやつは旧やもんでバーコードが入っていないんですけど、QRコードか。QRコードが入っていれば、より身分証明として幅が広くなるとか、そんなことも知らなかったですし、私もここで聞くまでは。

あと、住所変更すると、中のICがきかなくなってしまうと、再発行しなきゃいけなくなって、再発行するときにもまた500円取るじゃないですか。その辺の書きかえができるような、リライタブルにするとか、そういうことは市の機械のほうの対応ではできないんですか。機械をかえれば。

林市民課副参事兼課長補佐

委員からの書きかえということなんですが、住民基本台帳カードにしましても、公的個人認証、ここの基準等は、国のほうが基準をつくっておりますので、市のほうで独自にということにはできないようになっております。

樋口龍馬委員

じゃ、日本全国使い切りということですね。日本全国どこへ行っても、これを書きかえる市町は存在しないということですね。

林市民課副参事兼課長補佐

書きかえられるというのは、独自に。

樋口龍馬委員

もう一回細かく説明します。住所変更すると、例えばe Taxとしては利用できなくなるじゃないですか、こちらは。住所変更、つまり、この中に入っている住所データが書きかえられないがために、電子的に、だから使えなくなるわけですね。500円の発行手数料をもう一回取るわけじゃないですか。その住所のデータをこの内部で変更することは、運転免許証だったらできますよね、本籍地を変えることは。これは全国どこへ行っても書きかえられないということですね。

林市民課副参事兼課長補佐

そこに公的個人認証という形で入っておりますが、これは全国そういうような規定に国のほうで決められております。

樋口龍馬委員

そういうことを、私、これをつくるときに住所を変えたら使えなくなるというのは聞いてなかったですし、そういうことの広報、告知であれば、非常に伊藤委員には僕も賛同できるところなので、もっとしっかりとした、このカードのできること、できないことということを市民の方に知らせていくということでは大事なかなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

林市民課副参事兼課長補佐

委員がご指摘のとおり、住所が変わると無効になってしまうと。このあたりにつきましては、カード発行時、公的個人認証を新たに入れていただいたときに、職員のほうからご説明させていただくと同時に、注意事項を書いたペーパーもお渡ししてというようなことでは徹底しておるつもりではございましたが、まだまだ周知が職員の間でもされていないというご指摘もいただきましたので、その点については、今後改めてまいりたいと思います。

山本里香委員長

関連ですか。

伊藤 元委員

今、樋口委員の話を聞いとると、そういうことがあるから、運転免許証との違いが出てくるんやね、多分。であるから社会的になかなかまだ通用しにくいという部分なのかな。であれば、さっき言うたように、これは全国どこでもきちっとそれができるように、共通で行われるように、きちっと国へ働きかけてもらわなあかんのと違うのかな。でないと、何か中途半端な作業をしとることになっておるような気がするの。どうです、部長。

前田市民文化部長

これから高齢者の方がふえてくる。運転できなくなれば運転免許証も返上ということになって、じゃ、個人でと。以前は各世帯でいろいろケアできたということもあって、保険証というのが機能したんでしょうけども、これからは個人でそうした身分証明をどうしていくか。この住民基本台帳カードのようなものは、一つの方法として有力なものになってくるんじゃないかと思えますし、おっしゃられるような点で、まだまだ普及の度合いが悪いというところの恐らく弱点がそういうところにもあるとは思えますので、今お聞きしたような点ですね。まず、我々もそういう関係の部門でしっかり整理した上で、一度県や国へいろいろなパイプを通じてそういうことを要望していく。

それから、周知の部分で、市内で業界の方々とか、そういうところにPRできる場もあると思えますので、折を見つけて、こういったことについても、今の範囲内での活用をできるだけしていただけるように広報もしていきたい。その辺、ちょっとよく今から整理してやっていきたいと思えます。

伊藤 元委員

ありがとうございます。

山本里香委員長

それでは、ほかの件で質疑を続けます。

荒木美幸委員

男女共同参画の事業でお願いします。まず、簡単に確認なんですけど、常任委員会の資料の男女共同参画センターの事業の中の内容の(2)の婦人相談員の資質向上及びメンタルケアのための研修とありますが、このメンタルケアなんですけど、これは婦人相談員のメンタルケアなのか、婦人相談員のメンタルケアの技術向上のための研修なのか。どちらかなと思って、それをまず確認させてください。

伊藤男女共同参画課長

ここの部分で申し上げておりますメンタルケアというのは、婦人相談員自身のメンタルケアということでスーパービジョンを充実していくというふうにさせていただいております

す。

荒木美幸委員

ありがとうございます。ということは、相談員の方々のストレスであったりとか、そういったことが非常に大きいということによろしいですか。

伊藤男女共同参画課長

婦人相談員、DVも含め、いろんな女性からの相談を受けるわけですが、やはり非常に細かいことにも、個人的なことにも入っていきますし、そのあたりで婦人相談員自身が疲弊していくというような部分がございますので、そこら辺を少しでも軽くするためにということでこういう形をとらせていただいております。

荒木美幸委員

ありがとうございます。昨年度はちょっと残念な事件もありましたので、本当に資質向上ということがすごく重要ですし、今お話があったメンタルケアもしっかりとフォローしながら、婦人相談員のよい環境をつくっていただくことは非常に重要だと思いますので、よろしくをお願いします。

あわせて男女共同参画に対する少し意見と申しますか、要望を述べさせていただきたいんですが、四日市市の男女共同参画というのは、本当に市民の方々との協働の中で歩んできたと思いますし、実績も事実たくさんあると思うんですね。この後、配偶者等からの暴力(DV)防止基本計画について協議をいたしますが、前回、この報告をいただいたときに、たしか樋口委員からDV防止などについては、男女共同参画ではなく、もっと広義に、広い意味で捉えていってはどうかという意見があったんですね。そのときに、実は私ちょっと否定的な意見を述べさせていただいた記憶があるんです。ちょっとまとまりませんでしたけれども。

それからいろいろと考えてみたんですね、その意見について。実は、樋口委員の意見だけではなくて、ほかからも、例えばワーク・ライフ・バランスを男女共同参画の下ではなくて、もっと広くという意見もあるんですね。それを考えていくと、これは否定的に捉えるのではなくて、もっと肯定的に捉えていいのかなというふうに感じたんです。といいますのは、今、テレビのNHKのドラマでも、「純と愛」でしたっけ、いわゆる女性と男性

の仕事が、男性が家事をして女性が働くという、普通に20代の男性がやっているドラマがありますね。

私、思ったのは、樋口委員たちのような30代とか20代の男性の感性というのが入ってくることによって、男女共同参画ってなかなか進まなかったんですけども、少し違った感覚で進めていくことができる時代に入ってきたのかなとすごく感じたんです。そうなっていく原因としては、まだまだ男女共同参画の事業が、どちらかという女性に偏ったような、優遇のようなふうに誤解をされてしまうような運営であったりとか、インフォメーションであったりする嫌いが、やはりこれはあるのかな。これは反省だと思っているんです。それがある限りは、なかなか新しい方も入ってこないなって感じるんです。

そのところを、これから市民協働で進めていく中で、行き過ぎた偏りについては、例えば権利の主張をすごくするとか、そういった部分については、もう少し行政として、お金を払うのは行政なので、ハンドリングをしていく必要があるのかなというふうにとっても感じています。

例えば、シングルマザーを取り出しても、シングルファーザーもいますし、そういうところもありますし、あと、女性の貧困というテーマになりますが、女性の貧困の陰には男性の貧困もあるし、それから高齢者の貧困もありますので、そういうところに隠れている部分というのはとても大事なので、もっと前面に押し出すようなインフォメーションの仕方とかをしていけばいいのかなと思います。

どうしても理解されていない方が研修などに参加すると、30%とか40%とか数字が躍るんですね。理解されている方は違和感はないんですが、理解していない方は、ある意味不快に感じることもあるなというのをとても現場で感じることもあるんですね。だからそのところを、行政として、もう少しハンドリングをしていく必要があるのかなと思いますので、そのところを今後の取り組みの中で、またぜひ協議をしながら進めていって、よいものをつくっていきたいですし、本来、男女共同参画はすごく広いものであると思いますので、そのところの感性をしっかりと広げていけるような仕組みづくりをお願いしたいなと思います。済みません、少し長くなりましたけど、以上です。

伊藤男女共同参画課長

ありがとうございます。おっしゃるとおり、国のほうの第3次基本計画の中でも、男性に対する男女共同参画、それから子供に向けての男女共同参画の啓発推進というところが

明確にうたわれてきております中で、四日市市としても、男性向け、女性向け、子供向けという講座も実施はさせていただいております。ただ、おっしゃるとおり、もともと女性の生きにくさみたいなところを少しでも底上げをしていこうというところが基本にございますので、女性に偏った、行き過ぎたというふうに感じられる部分はあるかと思いますが、その辺の誤解を解く意味でも、男性あるいは子供、高齢者、いろいろなところに向けての働きかけということで、今後の事業の実施については検討させていただきたいと思います。

荒木美幸委員

ありがとうございます。目的は、本来、男女ともに生き生きというのがありますので、そのところの例えばNPO団体の方々の内容であったりとか、あるいはタイトルのつけ方であったりとか、その辺を少しチェックしながら、より広い方に来ていただけるような仕掛けというのをどんどんしていく必要があるのかなと思いますので、よろしく願います。

以上です。

山本里香委員長

ほかに質疑はございませんか。

加納康樹委員

まず、追加資料のところでも簡単になんですが、男性のための電話相談のところをまとめていただきまして、ありがとうございました。数としては少ないんですけども、こういう事業も行政じゃないとやれない話なので、ぜひ頑張ってやっていただきたいなというふうには思っております。

具体的ところで1点だけ確認なんですが、これ、直通ダイヤルを使用ということで、回線は1回線なんですか。何が聞きたいのかというと、もしご相談している最中に追っかけて電話かかってきたら、無機質にプープープーと通話中とだけしか鳴らないのでしょうか。その辺のところだけ、どういうふうなのか教えてください。

伊藤男女共同参画課長

今のところ外線1回線で、その電話には留守電の機能がございませんので、そのあたり、

ちょっと7月まで時間がございますので、通話が不通の状態が長く続くということがやはり考えられますので、ただいま相談中なのでというような音声が出るような形をぜひ考えたいと思います。

加納康樹委員

ありがとうございます。ぜひそんな形で、男性で電話、こういうのをしてくるのって相当勇気が要ると思うので、そこでツーツーだと、絶対2本目は来ないと思うので、ぜひその辺の対処をお願いいたしたいと思います。

それともう一点、楠総合支所に絡んで1点、2点お伺いしたいんですが、今回の予算とは直接的に関係しないんですが、ちょっと教えてほしいのが、楠総合支所と呼んで、もう大分長いんですが、地区市民センター化に向けた流れというのか、その辺のところをそろそろ新年度で出てこないのかとか、その辺のところを教えてくださいませんか。

服部市民文化部次長兼楠総合支所長

楠総合支所の服部でございます。

ご存じのとおり、楠総合支所というのは合併によりまして設置されたということで、合併当時は3課の体制で行っておりまして、平成22年度にこれまでの支所から出張所ということで、いろいろな業務についての整理を行ってさせていただいております。それで、一応、特に楠総合支所では合併後10年わたる新市建設計画の審議ということで、地域審議会というような業務も行っておりますし、それから、今現在、ほかの地区市民センターでやっていること以外で、例えば予算であるとか、施設の管理であるとか、そういうようなものを行っておりますので、このあたりについて整理する中で、新市建設計画の進捗に応じて、住民の方への当然理解も深めながらやっていきたいというふうに思っております。

例えば、平成25年度につきましては、現在、楠総合支所については地域マネージャーという制度も導入しておりませんので、平成26年度に向けて導入するかということも含めて、そういうようなことも検討してまいりたいと思っておりますし、委員がおっしゃられるように、楠地区のいろいろな施設について、ちょっと複合的な施設がございまして、本庁の担当もダブっておるようなところがございまして、これまでなかなかそういう意味でそういう施設の移管ということが行われてこなかったところもございまして、その辺の調整も引き続き進めてまいりたいと、そういうふうに考えております。

加納康樹委員

今、支所長のところからあったように、出張所扱いにするときに一瞬名称変更なんていうのが出てきて、そんなばかげたことをしなくていいというのはちゃんと対応してもらって、総合支所の名前だけで継続しているのは、それは全然オーケーだと思うんですが、お話にもあったように、そろそろ地区市民センター化、ほかの地区市民センターと一緒にような形で、プラスアルファで、もちろん機能がある部分に対して物の管理をしなきゃいけないというのは、それは十分わかりますので、そちらに向けてのそろそろ具体的な動きもしてほしいなと思いますので、ぜひ今年度あたり何らか、少しでも協議が進めばというふうに思っております。

それともう一点、済みません、ちょっと予算審議と余り関係ないので申しわけないんですが、1点だけ楠総合支所に絡んでお伺いしたいのが、ちょっと前に新聞報道があったポートピアに関して、一体何がどうなってあんな話が出てきたのか、把握している範囲で教えてほしいんですが。

服部市民文化部次長兼楠総合支所長

楠総合支所服部でございます。

申しわけないんですけど、私どももポートピアについては、直接事業者からの説明とかそういうのは、今のところ受けておりません。それで、この件につきましては、まさしく新聞報道にあったように、楠地区の吉崎地区というところにそういうような計画がございまして、その地域の自治会につきましては、いろいろなご説明を受けた中で、誘致についてどうするかというようなことで、自治会の会員さんの投票で誘致を行いたいという決議をされたというふうに聞いております。

それから、今現在、楠地区の流れとしましては、先月の自治会長会議を開催する前に、自治会長の皆さんには概要の説明があったということを聞いております。それで、その場でも、もう少し詳しい内容をというような話がございまして、これから地域のほうに地元の説明というような話も聞いておりまして、平成25年3月3日の日にも説明会があるということをお伺いしております。これから地域といたしましても説明会で伺った中で、地域全体としての考え方をまとめていきたいというようなことを連合自治会、あるいはほかの団体からも聞いておりますので、そういうような方向でこれから進んでいくというふうに、

我々としてはそういうような情報を入手しております。

以上でございます。

加納康樹委員

状況はわかりました。市民文化部としてというのか、楠総合支所としてというのか、の立ち位置はあるんでしょうか。

服部市民文化部次長兼楠総合支所長

楠総合支所といたしましては、これまでいろいろな意味でまちづくりを進める中で、特に、当然協議会というのは、行政主導でいろんなことが行われたというようなことがございますので、この件も含めてもそうなんですけれども、いろいろな意思決定の中で、住民のいろいろなご意見を伺う中で、いろいろなご議論をいただいて、まちづくりの方向性とか、そういうことを進めていくようお願いしておりますので、一応楠総合支所の立場としては、そういう考え方で進めさせていただきたいというふうに思っております。

加納康樹委員

これ以上、私のほうからは質問としてはやめておきたいと思います。

山本里香委員長

情報確認ということでとどめてください。

小林博次委員

これ、合併してから5年間を経過して、普通の支所並みに、地区市民センター並みに変更していくのかなと思ったら、どうもそうではなくて、新市建設計画かなんか10年ぐらいのことで、その後どうなるのかというのはさっぱりわからんだろうけど、やっぱり行政側からこうするという提案をしてこないとだめやと思うよ。

例えば、四日市市と合併がなかったら、雨水排水なんて単独でできないと思っているんですよ。四日市市側のやれる範囲を楠側にお渡ししたわけやな。だからハード面を全部させて、しかし、体制としては前のままでいくよと言うのでは、つじつまの合わん話になると思うよ。でしょう。だから、例えば、今話題になっている大矢知地区から比べれば、人口半分

ですやないか。四郷地区から比べたら3分の1ですやないか。そういうところで町村合併してやってきたところが、誰かの話をかりると、合併しても何もしてもらえないという、議会で質問してやめていかれた議員がおったけど、至れり尽くせりになっているわけやな、今、楠地区は。だからそういう感じと違ってきちっと、合併したわけやから、全体の一員としていけるような条件整備をしないとあかんと思う。いつまでたっても現状でいくと。甘え過ぎやわな。

だから、全部やると言うんだったら、例えばさまざまな施設とか、そういうものは楠総合支所で全部面倒見ればいいわけやろ。ほかの自治会にはそんなものないんよ。たくさんつくったんやないの。だからそういうもろもろの問題をきちっと整理をして、普通にするようなことはせんとあかんと思うんやけど、そのあたりの考え方を、今、加納委員の質問に答えて努力すると言ったけど、どんな段取りでどうするの。

服部市民文化部次長兼楠総合支所長

楠総合支所服部でございます。

今、小林委員さんのほうからご指摘をいただいたことにつきましては、当然ながら、合併後、特に言われているように、ほかの地区にないような、いろいろな施設とか、財産等もでございますので、それは、例えばもともと公民館の施設があった部分につきましては、地域の自治会の管理運営とかいうような形で移管をしてきております。ただ、おっしゃられるように、例えば、今、私ども施設管理で楠総合支所、楠公民館、それから指定管理制度を導入しております楠福祉会館、楠ふれあいセンター等々につきましては、いろいろな複合的な施設でございますので、楠総合支所がある間につきましては、楠総合支所のほうで管理をしておりますが、それ以外の部分については、これまでの間で施設の移管等は行ってきております。

ただ、委員さんがおっしゃられるように、ほかの地区と比べて、例えば職員の人数とかの部分については確実に多い部分でございますので、このあたりについては、住民の方々、特にまちづくりを中心にやっていただいている自治会でありますとか、まちづくり協議会、社会福祉協議会のところで、これまでも自分たちで自主自立でできるような体制づくりという形をお願いをしておりますし、前から比べると、そういう面では進んできておると思っておりますし、委員さんがおっしゃられるように、いつまでもほかの地区と違うんだというようなことは決してないということは、皆さんに周知をさせていただいておりますし、ご

理解はいただいているというふうに理解しております。

小林博次委員

ご理解をいただいていると、俺、理解していないけど。だからあんたから聞けば、相当ほかの町と同じようになっけとるのかなというふうに思わんでもないんやけど。具体的にどんな日程で、どうやってするかという方向を示さんと、こんなのうまくいかんと思うよ。だから、いただくものはいただくが、協力しないという感じではちょっとまずいと思う。

この前も学校給食、5カ年で四日市市と同じようにするという話で、ところが、PTAとかが怒ってきていましたやないか。怒られる筋合いのものじゃなかったと思うんやけど、合意に達したことなんやから、基本的に。守っていただくだけのことが守れなくて、ずれたわけよな。旧四日市からいうと出血サービスしたわけですよ。そんなことばかりしとっても、お互いが嫌な思いをするので、やっぱりきちっと日程を立てて、どうやって普通にしていくのかと。こういうことをしないと、それまでの間は新しいサービスを受けないということをきちっとしないとだめやと思う。ほかのええことはみんなやるよと。しかし、ほかのは簡単には合わさんよという話ではすっきりしませんやん。ほかの地区の人たちは怒り出しますやん。特に産業界が怒るとるのは、楠町と一緒にになったから事業所税が課税対象になったんやないのと。それで潰れる会社があるやないのと言われているわけよな。だから、もっときちっとしないと、ちょっとまずいと思うな。あんたの仕事がなくなるかわからんけどね。そこら辺、日程的な問題で。

服部市民文化部次長兼楠総合支所長

今、おっしゃられるように、当然ながら、いつまでというのは、当然いつまでもというふうには思っておりませんので、新市建設計画が10年間の計画ということもございまして、10年間をめどにということも考えております。ただ、先ほど小林委員さんがおっしゃられた雨水排水対策も、若干計画よりいろいろな事情でおくれておるといようなこともございまして、その辺も含めて、地域の皆さんにもご説明する中で、私どもとしては、やはり10年というのを一つの区切りというふうに思っておりますので、そのあたりで努力もさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

小林博次委員

わかりました。そうやってするなら、陣容はこんなことで、事業はこんなものというのを一遍出してください。

山本里香委員長

要望ということで、お答えを。

服部市民文化部次長兼楠総合支所長

実は、前回の決算常任委員会の中で、特に楠総合支所の、ほかの地区市民センターと同じような内容については、先ほど私ちょっと説明をさせていただきました地域マネージャーの導入だけなんですけれども、あとの部分につきましては、そういうような形で計画ということで資料は出させていただいていますけれども、同じような資料でよろしいでしょうか。

小林博次委員

一つだけと違って、幾つかあるやん、問題が。合併後10年でこの問題についてはこうやってしますとか、その計画書をください。

服部市民文化部次長兼楠総合支所長

例えば施設管理はどうするとか、そういうような内容でよろしいでしょうか。

小林博次委員

管理もあるし、例えば消防分団なんかでも多いわけやろ、旧四日市側と比べたら。だから全部合併して一緒にしていくんやから、きちっとできるものはきちっとしていくということで、順番に方向を出してやっていかんと、一遍にはできへんから、一遍にはね。だけど、方向を出さんといつになるのかわけがわからんですやん。だからそういう話をしているので。

服部市民文化部次長兼楠総合支所長

消防団になってきますと、消防本部とも打ち合わせというか、そういうのが必要なので

……。

小林博次委員

さまざまな問題があるので、そういうものを整理して、計画的に出せるものは出してくださいと。

服部市民文化部次長兼楠総合支所長

わかりました。そしたら、これは今後、産業生活常任委員会の中でお示しさせていただくということによろしいでしょうか。

小林博次委員

ここに出したらあかんのか。

山本里香委員長

この委員会へということですね。

小林博次委員

この委員会やる、多分な。ほかでもええですよ。全体でもらっても。

山本里香委員長

よろしいですか。

服部市民文化部次長兼楠総合支所長

今後、調整するような内容もございますので、そのあたりについては、平成25年度のできるだけ早い時期に産業生活常任委員会のほうにお示しをさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

山本里香委員長

ということで、楠総合支所の件、これで関連ありませんね。

小林博次委員

結構です。

山本里香委員長

では、そのほかに質疑がございますか。

ここで、休憩を20分までとります。ちょっと白熱しましたので時間が長引きましたが、20分までとります。

11:08 休憩

11:23 再開

山本里香委員長

ちょっとお一方、樋口委員がおくれられますけれども、再開をしたいと思います。

それでは、質疑を続けますが、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

伊藤 元委員

一つお願いします。楠総合支所についてなんですけども、先ほど小林委員からのお話がありました。余り要らんことをよう言いませんけども、今、頑張っって自治会の方やとか、社会福祉協議会の方たちがまちづくりに全力で取りかかってもらっていますので、地域に住んどると手に取るように。ただ、今までが少し危機感がなさ過ぎたかなというふうに私も住民として反省しています。

そんな中で、今回、地域審議会という部分で上げていただいています。これ、本当に合併後の進捗を見守る大切な審議会でございます。これがきちんと役割を果たしているかどうかという部分も一つあるのかなという気がします。この辺の広報力というのが少し弱いかな。でも、支所だよりなんかで十分回覧で配布されていますので、住民は知っとるはずなんやけども、こういった会議にもっと市民の方が、住民の方が傍聴に来たりとか、どうなっているのかというのを見てもらうのが大事かなというふうに思っています。その辺、頑張っって広報をしていただいていると思うのやけども、改めて一遍、小林委員からも話をいただいているので、その辺、今後力強く進めてほしいなという思いがありますが、いか

がでしょうか。

服部市民文化部次長兼楠総合支所長

楠総合支所の服部でございます。

伊藤委員のほうから地域審議会の、特に広報が不十分ではないかというようなお話を伺いました。地域審議会につきましては、特に楠総合支所のホームページのほうでも議事録等も載せさせていただいておりますけれども、ただ、ホームページにアクセスするというのが、地域の方々にとってはなかなか難しいのかなというようなところがございまして、毎月2回発行しております楠総合支所だよりも、地域審議会の内容について、地域の方々に、これは昨年度からなんですけれども、広報を実施させていただいております。ただ、おっしゃられるように、地域審議会というのは、まさしく合併に伴う10年間の新市建設計画ということで、楠地区の住民の方々にとっては一番関心が本来深い内容でございますので、引き続きいろいろな各種団体の会合等でもご出席いただいている委員さんのほうからもご報告をこれまでいただいておりますけれども、より地域の皆様に伝わるような形で引き続き広報させていただきたいと思っております。

以上でございます。

伊藤 元委員

ありがとうございます。以前まちづくり構想を立てたときに、まちづくりをやっていく、中心になられる人たちが結構会議室から外へ出て、いろいろと活動もされておったという経緯もありますので、またそういうふうな形でも市民の皆さんに、現在の進捗はどうなってるんやというふうなことをやっていくのも一つの手かなとは思っています。その辺はひとつまたいろいろとご検討いただいて、その辺がはっきりと市民にわかるように、住民にわかるように進めていっていただきたいなというふうをお願いをしておきます。

それと、あともう一つだけ、ちょっと気になるんやけども、いろんなまちづくりの事業がされておる中で、それでまた行政が今所管しとる部分で、楠公民館とゆめの木ということで高齢者ふれあいセンターというのがあるんやけども、ここら辺の事業が何かよく似たところ辺で色分けが鮮明でないという部分がちらっと聞いた話があります。それぞれ館長さん頑張ってください、独自性を持つようにやっていただいとる努力は見えるんやけども、なかなかその辺がまだ少し効果が薄いかなという気がしますので、その辺ももし何か

あれば、またさらなる充実をお願いしておきたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

服部市民文化部次長兼楠総合支所長

まず、楠ふれあいセンターでございますけれども、これは特に高齢者と子供たちの交流というようなことで、指定管理者制度も導入させていただきまして、利用率もおかげさまで非常にいいということで、貸館業務としては、中心になるのは南部地域かなというふうには思っておりますけれども、ご利用いただいております。その中で高齢者と子供たちの、高齢者のふれあいマイスターという方を活用する中で、スポーツの関連することとか、あるいは文化に関連する講座等も開いております、これの利用も多くなっております。

それから、楠公民館につきましては、これは先ほど小林委員のほうからもございましたけれども、楠ふれあいセンターの業務と同じで、楠ふれあいセンター業務の中の社会教育業務の一環という形でやらせていただいておりますが、特にそこで協力させていただいておりますのは、先ほど来お話しになっておりますまちづくりへの支援というようなことで、特に人材育成であったりとか、みんなが自分たちでまちを育てていくというような、そういうようなことを中心に組み立てをさせていただいております。今後も引き続きそういうような面に力を入れていきたいと思っております。

以上でございます。

山本里香委員長

ほかに。

中村久雄副委員長

どうもありがとうございます。何点かあるんですけど、まず今の、伊藤委員の関連で、前回私もいつまで楠総合支所の名前でいくんやということを聞いたと思っておりますけども、皆さんご存じの、私、地域マネージャーを塩浜地区でやっています、この地域マネージャーをやっているときに、四日市市も地区市民センターを地域のまちづくりに、地域の方に運営してもらおうと、まちづくりはね。今までは地域主任とか置いてやっておったやつをぼんと切りかえたんですね。

私、地域マネージャーになる前の前任の地域主任でおられた方が非常に優秀な方で、今、

考えたら優秀やったんかなと思うんですけれども、地域では物すごく評判が悪かった。いきなり、これはもうできんかったで、それはおたくらでやって、自治会でやって、社会福祉協議会でやって、それはもうできんのやわと言うて、1年間全くはねつけて何も、地域としては非常に困っておったと。その後に私が行ったものだから、ああ、中村さんはようやってくれるわと非常に評価が高くて、評価が高いかどうか知りませんが、素直にいったという部分で、やっぱりぼんと切るのも必要かなと。

地域審議会で、自治会の方、社会福祉協議会の方、自分たちでできるようにと言うっても、そこには職員さんの手が入っているわけで、やっぱり甘えが出ると。ぼんと切ってしまうというふうな中で、一つのシンボルとして、楠総合支所の名前を地区市民センターに、楠地区市民センターに変わったよということが住民さんにもはっきりわかるんじゃないかな。

これ10年に、あと2年ぐらいですからね。あと2年でも同じことをやっておいたら、なかなか変わらん。いざ10年たったときにバタバタするのが目に見えておるかなというふうなことを感じました。それが1点。ちょっとコメント。

服部市民文化部次長兼楠総合支所長

中村副委員長さんのほうから、チェンジというのは非常に難しいかなというようなところがございまして、そういう看板といいますか、実態を周知して、住民の方々にそういう自主自立を願うというような部分も当然必要になってきますし、ある意味、そういう形でも進めたいというふうには思っているんですけれども、現行で、今、楠総合支所があるという役割としては、先ほど中村副委員長さんがおっしゃられたような、地域マネージャー的な役割を今、職員がやっておりますので、その部分を地域にできるだけ皆さんでやっていただくというようなことで、先ほど伊藤委員さんからお話がありました公民館講座の活用も、そういうような意味でしながら移行させていただきたいという形で考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

中村久雄副委員長

誰かが強く地域の中で嫌われ者にならなければできないと思ひますけど、そういうものをじっくり検討していただいてやってほしいと思ひます。

続きます。窓口サービスから確認させてほしいんですけど、今の駅前にある市民窓口サ

ービスセンターの取り扱い業務の状況ですけれども、ここで開館時間が10時から19時までというので、仕事が終わってからでも行けるよというて行ったけど、転入届や転居届はできないよというサービスの取り扱い業務の違いというのは、非常に市民の方から不満が出る部分かなと。行ったけど、何やこれはあかんのかという部分で、そういう苦情なんかもたくさんあるかと思うんですけれども、これをクリアするためには、19時までこういう届けをできる方法というのはあるんですか。それ、確認したいな。

前嶋市民課長

市民課長前嶋でございます。

中村委員おっしゃいますように、時間外といいますか、17時15分以降、あるいは土曜日、日曜日といったところで転入届にお見えになる方が当然でございます。事前にお電話でできるんかと言われた場合は、情報はお渡ししております。しかし、そのような方ばかりじゃございません。予告なしにといいいますか、利用される、当然あります。そんな中でお断りしておるといって、後々実際に電話で何でできへんのやと。四日市市はサービスが悪いやないかと。どこどこではできたのにとか、確かに一部そういうようなことを、情報をいただくことがあって、私どももその点はサービス向上に向けて改善していかなければならないというふうに痛切に感じておるところでございますが、土曜日、日曜日、あるいは夜間できないというのは、全てのケースにはできないというのは実際あります。例えば、婚姻と同時に転入される方もございます。そうした場合に、本籍地に問い合わせをする、他市町とかですね。そういった例外的な一部はございますけれども、単純なところでいいいますか、簡単に単身赴任というような形で一人だけお見えになるといった場合、誰も代理人がない。何とか休日に、あるいは夜間にといいことでの希望がありますので、その点は、IT推進課との関係もございまして、あるいは福祉部とか、そういったところの事後処理とかいようなこともございまして、システマ的なこともございまして。一方では、その対応としては、例えばお預かりしておくとか、入力とか証明発行はすぐできなくても、何らかの形で一歩前進したような形で取り組みができたらなというふうなことは実際考えておるところでございます。

以上でございます。

中村久雄副委員長

今、説明をいただいて、僕が思っていたのは、本庁の市民課にそういう業務ができる人が残っていれば、そこでラインで結べばできるのかなというようなこともちょっと思ったんですけど、それは福祉部やIT推進課やとか、そういう方も残っておかなあかと。そういう方もおらんとシステムとして発行ができないと。転入届なんかは発行できないというふうな理解でいいですかね。

前嶋市民課長

市民課前嶋でございます。

関係するところもでございますので、それが関係ない方もいらっしゃると思いますが、いろいろなパターンといたしますか、ケースがございますので、その点も少しでもクリアできるような形で協議をしていかないといけないかなと思っております。

中村久雄副委員長

そういう意味で検討していただいて、サービスの利便性をいいようにしてほしいんですけども、同じ開館時間が10時から19時と決まって、ここで、あなたはできるけど、あなたの場合はできないよということがあったら、これまた大きく不満になりますので、今、例に挙げていただいた、婚姻して、その日に転出届というのは、向こうの住居地との連絡が必要で、それはちょっとできませんとか、いいんですけども、ほかは同じサービスができるように、そういうシステムをまた開発してほしいなというふうに思います。それは要望として取り組んでいただくということでいっていただいて。

次は、男性のための電話相談。DVの関係でもあったということですけども、今までもDV被害者とDV加害者、DV被害者は名乗らないんですかね、そこに入れて。DV加害者になっている方への、そういう方への働きかけもできるということを考えているということですけども、今まではDV加害者に対しての働きかけというのは、何かなさっていない。やっぱり心の病でやむにやまれず手を出したというのがあるかと思うんですけども、そういうふうな働きかけは今まではどうされておったんですか。

伊藤男女共同参画課長

男女共同参画課伊藤でございます。

今までは四日市市の男女共同参画センターの女性相談室は女性のための相談室というこ

とで、DV加害者が男性の場合、男性からの相談というのは対応させていただいておりませんでした。ですので、男性からそういう相談ができないのかというようなご相談、お電話等いただいた場合は、三重県の男女共同参画センターのほうで男性のための、これも電話相談ですけれど、電話相談というのがございますので、そちらのほうをご紹介させていただいておったということでございます。

中村久雄副委員長

今まではDV被害を受けられて、被害者の女性を保護すると。男性に対しては警察だけの対応ということにだったんですかね。心の相談とかいうのは、全然何もそういうサービスはなかったという理解でいいですか。

伊藤男女共同参画課長

男性からの相談は受けないということですので、その関係の相談機関なりをご紹介するという対応しかしておりません。

中村久雄副委員長

説明にもありましたように、DVもお互いのどうしてもというやつもありますので、心に病を持たれた男性のやつがありますので、その辺もしっかり見てほしいなというふうに思います。

続けていきます。あさけプラザ、楠総合支所の備品の話があったんですけども、非常に細かい対応をされるんやなというのが実感で、今までは貸館を借りたら人数だけ、どこの団体が利用して、人数をノートに書いて帰ったという部分ですけども、そこへプラス、いろんなことを書かなきゃあかんというのは、利用される方の便宜が悪いのかなと。人数を書くだけでも記入漏れとかいうのも実際あったんじゃないかなと思うんですけども、実効性が僕は余り感じられないんですよ、本人が書くと。それよりも利用された方が机壊れておったで、足、がたがたしておるとかいうふうな話はいろいろ聞いておったんじゃないかと思うんですけども、その辺はどういうふうに、こういう方針を出されて、進捗状況を予想されていますか。

川北あさけプラザ館長

今までは人数をお帰りの際に何人ということで、施設利用者の統計ということで使わせていただいております。今まで書かなくていいものを書かなきゃいけないというのは若干あれなんですけれども、年間47万人ご利用、施設全体ではいただいております、非常に料金等もお値打ちですもんで、皆さん喜んで使っていただいていると。多少壊れていても、なかなかおっしゃっていただけない面もございます。こういったことを、あさけプラザへの連絡欄を設けまして、気がついた点とか、具体的には机・椅子のがたつきなど備品のふぐあい、それから、清掃、忘れ物、職員対応など、お気づきの点があればご記入くださいということで、何かおっしゃりたいけども、なかなか今までおっしゃっていただけなかった方が比較的ちょっと書いていただいたりして、それが一つの予防線になっていくんじゃないかということと、今、試験的に机を何台、椅子を何脚使いましたかということも書いていただいたりしているんですけれども、その辺も落ちつけば、もうちょっと減らしていつて、ご負担のないようにしていきたいふうには考えておりますが、なにぶん新しい取り組みですから、ちょっと試験的に。

試験的と申し上げれば、今まで全ての机と椅子を毎回しまっておったと。そうすると、会議室では習いものとか、机を必ず使われる方もみえますので、そういった方は机の出ている部屋を、例えば、目的は違いますけど、陶芸室であれば、机と椅子が出ているもので、出すのが面倒くさいから、そっちを借りるわという方もあったというふうに聞いているもので、試験的に机と椅子を3分の1程度出して、あと何台くらいお使いになるということをやっておるところですが、逆に体操等でお使いになれる方は、今まできれいな状態で使っていたのが、一々出してしまわなきゃあかんと。そういうふうなご不満もいただいております。そういう状況の中で、部屋によってどこにニーズがあるのかということと、私どもとしては、机と椅子が出れば、すぐに確認ということも非常に楽ですけれども、倉庫に入ったものを一つ一つ職員が2人で出して、それを点検するというのは3カ月に1回程度しかなかも実際にはたくさん数があるもんでできないという中で、試験的に出してみました。けども、その中にはそういうお声もいただいておりますので、その辺も含めて、ここ半月ぐらいで結論を出しながら、大事にしていきたいというふうな対応をしておるところでございます。

中村久雄副委員長

わかりました。無理のないようにやっていただいたらいいかなというふうに僕は思いま

す。

あと、最後ですけれども、楠公民館のほうですけれども、図書館事業があるんですけれども、この図書館、今、小林委員の話で、余りハード的なものというふうな話もあったんですけれども、楠公民館の図書館は南部地域では非常に 北部はあさけプラザ、四日市市立図書館とありますが 蔵書数も多くて、塩浜地区の人なんかよく行かれるんですよね。ここで問題なのは駐車場が非常に狭い。同じように、公園で何かイベントされておったり、体育館の利用者がいたりしたら、図書館を使う方の駐車場がない。イベントなんかでも不足するぐらいなので、そして、駐車場の南、東の駐車場、楠公民館の前を歩くと、楠公民館の北側に駐車場があって、その向こうにグラウンドの駐車場があると。本当に舗装されていない駐車場なんかは雨が降ったらどろどろで、その辺も非常に利便性が悪いということで、駐車場の整備と不足する部分が、見とったら近くに空き地なんかもあるので、その辺はそこを借りて駐車場を増設してサービス向上につなげるという計画もぜひ入れてほしいなというふうに思います。その問題はどうか。

服部市民文化部次長兼楠総合支所長

楠総合支所服部でございます。

中村副委員長さんのほうから駐車場というようにご指摘をいただいております。特に、昔は楠プラザと言っております、体育施設と、それから公園と公民館。実は楠公民館には図書室ということで、これは公民館の図書室なんですけれども、規模が非常に大きくて、一般的にいけますと図書館の分館的な位置づけで、先ほどご紹介いただきましたように、楠地区だけではなくて、市内全域、特に南部からはたくさんご利用いただいております。それで、今お話しになれるように、運動施設でいろいろな大会とか、そういうのもやられておりますので、そのときになりますと駐車場が満杯という状況の中で、特に楠公民館をご利用される方が車をなかなかとめられないということの苦情もいただいております。

我々としては、そういう開催があるときに、事前に臨時駐車場ということで、周辺に民間の施設を借りられるような形で幾つかございます。それから、公共施設としては、楠ふれあいセンターでありますとか、楠町保健福祉センターなんかもございますので、その駐車場を含めて、特に全国といいますか、四日市市だけではなくて、何か大会が行われるときには、体育館の施設でお借りになれるとき、そういうような形で誘導員も入れ

て、駐車場を確保していただくようにはお願いしております。ただ、おっしゃられるように、それでも不足するような事態がございますので、図書室といたしましては、先ほどおっしゃっていただきました北側の駐車場を図書室専用の駐車場ということで、大会があるときには確保をさせていただいておりますけれども、それでも十分ではないということはわかっておるんですけれども、現状としてはそういうようなことでございます。

それから、これは直接うちのあれではないんですけれども、体育施設の駐車場のところは、おっしゃられるように舗装もしておりませんので、非常に水がつかったりとか、そういうようなこともございますので、その辺ではあわせてまた体育館の施設等も調整をつけながら、お話をさせていただきたいというふうに思っております。

中村久雄副委員長

今の説明でしたら、イベントがあるときには、イベントの利用者さんは、ここに駐車場を用意しますから、臨時の駐車場にとめていただいて、ふだん日中使われる方の駐車場は確保しているという理解ですか。グラウンドの北側の舗装されていない駐車場に関しては、体育施設と協議しながら調整していきたいというふうな理解でいいですか。

服部市民文化部次長兼楠総合支所長

おっしゃられるように、北側につきましては、本来は楠公民館、あるいは楠公民館の図書室の駐車場という形で全体は確保を本来はさせていただいておりますけれども、場所的な体育施設を併設しておる関係で、もしかしたらあいていると、とめられるというようなことがございますので、そういう大会があるときには、その駐車場で、ここは図書室専用駐車場ですよというような形で表示はさせていただいておりますけれども、おっしゃられるように、そこだけで十分かということ、必ずしも十分ではないということで、おっしゃるように苦情もいただいておりますけれども、現状としてはそういうような対策はとらせていただいております。

中村久雄副委員長

わかりました。苦情なんかも整理して調整して行ってほしいなと思います。

以上です。

山本里香委員長

関連ありますね。ほかにということで、ほかに質疑を続ける方がございましたら、挙手をお願いします。よろしいですか。時間的なこと、質疑がありますか。

そうしましたら、ここで、関連ということですが、一旦切らせていただきます。午後は1時からの再開になります。議会運営委員会がもし延びた場合にはまた待機していただかなあかんことにはなりますが、早いですが、この場で休憩とさせていただきますので、午後は質疑の続きと採決、協議会へと入っていきます。よろしくをお願いします。ご苦労さまです。

11:50 休憩

13:00 再開

山本里香委員長

午後になりましたが、会議を再開します。質疑のある方。

伊藤 元委員

楠中央緑地公園について、できた当初から駐車場が少ないんやけど、体育館などのあれだけの施設、それでまた、今回合併をして、幅広く周辺の人たちが利用するようになってきた。当然利用頻度は上がってきております。ですから、本来の駐車スペースでは全く台数の確保はできていないというふうに私は思っております。ですので、楠町時代のときからもその辺は指摘をさせていただいて、周辺で確保できる土地があるのであれば、早いところ確保をしていかんと、日に日に周りが環境変わっていきますから、どうしようもなくなったというふうになってしまわへんかなというのを非常に危惧します。

前回は伊坂ダムサイクルパーク、あそこの利用頻度が上がってきたということで、駐車場の拡張をされています。今回も、ちょっと別件になりますけども、羽津地区のほうの垂坂公園・羽津山緑地の、あそこの整備も進んできていまして、駐車場が不足してきとるといようなお話も聞いております。ですので、一遍その辺をきちっと整理していただいて、全庁的に駐車場のあり方を考えてもらわなあかんのと違うのかなと私思うんですわ。ですので、楠町ばかり言うと、何か私は楠町に住んでるので、誘導的にしているように聞こ

えるけれども、そうでもなくて、やっぱり不足しているものは不足しているんです。町なかであれば、歩いてとか、自転車でもそれなりの利便性は上がりますけど、これだけ過密なスケジュールの中で、公園を楽しんだりとか、図書館を使ったりとかしようと思うと、どうしても今は車に頼らなきゃならん部分がある。周辺のを借りるというお話もありましたけれども、ゆめの木さんとか、楠町保健福祉センターも本来の業務もあったりしますし、それでまた、北側に位置するので非常に遠い。利便性が悪い。楠公民館に近いところら辺で早いところきちんとした対応策を打っていくということが僕は絶対大事やと思います。ですから、ほかの部分に関しても、ひとつきちっとその辺連携をとっていただいて、整備して行ってほしいなというふうに強く要望したいんですわ。

それで、もう一回もとに戻りますけども、本来、緑地であるところをそういうふうに合法的に使っとるんやけども、これ、たしか指定管理者の体育協会のほうからも何とかしてほしいという要望が上がってきとると聞いておるんですわ。ですので、多分協議のほうからもいろいろ話が出てくると思います。ですので、真剣に考えてほしいんやけど、いかがでしょうか。

服部市民文化部次長兼楠総合支所長

楠総合支所、服部でございます。

伊藤委員さんのほうから、これは前の決算常任委員会でも同じようなご質問をいただきまして、お答えはさせていただいておるんですけども、確かにそういう意味でのイベント、特に体育施設を使った規模の大きいイベントのときに、非常に駐車場が不足しておるといのは聞いておりまして、その活用として、前回もお話しさせていただいたように、臨時駐車場という話があるわけなんですけれども、我々としては、実は、以前ですと、楠総合支所のほうで体育施設も含めて一括管理をさせていただいておりましたので、ただ、今のお話からいきますと、体育施設のほうと連携をとるといような意味の中で、ご要望とか、そういうようなことも含めて、また、スポーツ課等、あるいは都市計画課、市街地整備・公園課ですか、のほうとも連携する中で、駐車場をどういう形でしていくかというのは検討といいますか、楠総合支所だけでお返事できるような問題ではないかと思っておりますので、そういうことでお願いしたいと思っております。

伊藤 元委員

ありがとうございます。前回不足しとるという部分はしっかりと支所長さんのほうも認識いただいたと思うんです。じゃ、それを受けて、次どうしていかなあかんのかという部分が、半年近くたってまだ変わっていなかったというのは、私ちょっと残念やなと思っています。ですから、やはりきちんとした形で、市民が便利よく使えるような施設に仕上げたいってほしいなというふうに感じております。かなりの年月、そのような答弁ですと過ぎてきていますから、周りはどんどん変わってきています。それで、以前はゆめの木の隣も田んぼで広くあったんやけど、今回商業施設が来て、また埋まってきました。東側のほうもアパートが建って、空き地やったところが埋まってきたりとか、どんどん変わっています。ですので、その辺をしっかりと見ながら、早いところ、ほかの施設、今、私言うたところも当然のことですけども、ひとつ連携をとっていただいで進めていただきたいというふうに強く要望して、終わっておきます。以上です。

山本里香委員長

それでは、ほか質疑ございますか。

小林博次委員

基本計画とかプラン、重点課題の体系化、これは随分細かくうまく書いてあると思うんやけど、14、15ページの……。

山本里香委員長

これは資料として出されている。

小林博次委員

資料。これは論議したらあかんのか。

山本里香委員長

今、平成25年度の予算にかかわることで、こちらは協議会で、時間をこの後とります。

小林博次委員

とる。それじゃそっちやな。わかりました。

山本里香委員長

よろしいですか。ほかに。

(なし)

山本里香委員長

ないですね。

それでは、質疑も以上ないようですので、これより討論に移ります。

討論がありましたら、ご発言を願います。

(なし)

山本里香委員長

また、全体会に送るべきこととすることがありますでしょうか。

(なし)

山本里香委員長

別段討論もないようです。全体会に送るべきこともないと確認をいたしました。

これより予算常任委員会産業生活分科会としての採決を行います。

議案第1号平成25年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第10目総合支所費、第13目あさけプラザ費、第17目男女共同参画費、第3項戸籍住民基本台帳費、第10款教育費、第5項社会教育費、第3目公民館費中関係部分及び第2条債務負担行為中関係部分につきましては、原案のとおり決することにご異議はありませんか。

(異議なし)

山本里香委員長

異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

〔以上の経過により、議案第1号 平成25年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第10目総合支所費、第13目あさけプラザ費、第17目男女共同参画費、第3項戸籍住民基本台帳費、第10款教育費、第5項社会教育費、第3目公民館費中関係部分、第2条債務負担行為中関係部分について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。〕

山本里香委員長

それでは、ここで、市民文化部長、前田部長より一言といいますか、ご挨拶。

前田市民文化部長

昨日からご審議いただきまして、本日もいろいろご意見やご指摘をいただきまして、その辺につきましても、我々としてもしっかり受けとめまして、まずできるところからきちっとやっていきたいと思っております。本当にきょうはありがとうございました。

それから、ちょっと申し添えておきたいんですが、実は昨日、文化関係のところでも申し上げておけばよかったんですけども、まちづくり振興事業団がこのほど公益法人化されます。それにつきまして、この最終日に、総務部のほうの所管になるんですが、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正を上程予定で今準備を進めておるようでございます。いわゆる財団のほうへ市のほうから直接職員を派遣しておりますので、今回、公益法人化されるのに伴いまして、名称等の変更が必要になってくるということになります。今現在、昨年12月に公益法人になるということについての答申は県のほうでいただいております。現在、認可待ちになっておりまして、3月の下旬には四日市市文化まちづくり財団という名称で正式に認可されてくる予定でということですので事務のほうからは聞いておりますので、その方向で、平成25年4月1日からは公益法人の財団として再スタートすることとさせていただきます。後になりましたけれども、報告させていただきます。

以上でございます。

13:10 休憩

山本里香委員長

それでは、再開したいと思います。

商工農水部に入ってくださいました。

最初に、清水部長よりご挨拶をお願いします。

清水商工農水部長

商工農水部でございます。よろしくお願いいたします。座って失礼します。

商工農水部は、1次産業から3次産業までを担っておりまして、本市の産業全般の振興を図ることが目的でございます。業務内容は、みずからが行う、自分で行うという事業よりも、各種団体への支援というのが主要事業になっておりまして、おのずと各種団体への補助金というのが多くなってございます。したがって、日ごろから私どもは各種団体等の皆さんと親密に意見交換をしまして、それとあわせて常に支援策の検証、見直しを行って、効果的な支援策ということをしていくのが私どもの大きな務めだというふうに考えてございます。

今回の予算常任委員会産業生活分科会には、平成24年度一般会計補正予算と平成25年度当初予算として、一般会計予算とけいりん事業特別会計、食肉センター食肉市場特別会計予算をお願いしております。また、産業生活常任委員会協議会として、中心市街地活性化基本計画についてご報告をお願いしております。中心市街地活性化基本計画とあわせて、ばんこの里会館あり方検討会というのを今しておりますけれども、現在どちらとも取りまとめ中でありまして、私の任期中にご報告できないというのがちょっと心残りでございますけれども、平成25年5月の改選までには皆様に報告案、計画案をお示ししたいというふうに考えてございます。

最後にもう一つでございますけれども、さきの議会でもご報告させていただきましたように、地場産業振興センターが公益法人化に取り組んでおりまして、平成25年4月1日に公益法人化になる予定でございます。それにつきまして、議会の最終日になろうかと思っておりますけれども、それに関する職員派遣条例の一部改正案を議案として上程させていただいて、これにつきましては、総務委員会のほうでのご審議になります。そのあたりよろしくご了承をお願いします。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

山本里香委員長

ありがとうございます。

それでは、商工農水部の審査の今後の手順を申しますと、けいりん事業特別会計予算を初めにいたしまして、その次に、商業勤労課・工業振興課所管部分のところで平成24年度補正予算をやりまして、平成25年度当初予算をやりまして、そして、中心市街地活性化基本計画についての産業生活常任委員会協議会に切りかえて、その後、農水振興課と農業委員会事務局の部分についての補正予算、当初予算というふうな流れで今後進めてまいりますので、そのようにお知りおきください。

それでは、議案第2号平成25年度四日市市競輪事業特別会計予算についてを議題といたします。

議案第2号 平成25年度四日市市競輪事業特別会計予算

山本里香委員長

説明は議案聴取会で皆様にしていただいておりますので、質疑から始めさせていただきます。質疑のある方はご発言をお願いいたします。

樋口龍馬委員

簡単に一つだけ。ガールズケイリンを入れたいという話がありましたけれども、入れるに当たって、設備的な部分とかで多少考えなきゃいけないんだという話がありました。それって平成25年度の中に盛り込んでいくような勢いで考えてみえるんですか。その部分だけ。やる気があるのか、平成26年度の話になるのかだけ教えてください。

石田けいりん事業課長

平成25年度のガールズケイリンにつきましては、先般、四日市競輪といたしまして、平成25年4月7日から4月9日の1節、F、それと平成25年5月3日から5月5日ということ、Fでございます。あと、9月の後半にもう一節。上期につきましては、3節の割り当てがございました。新年度早々、4月の第1回目の開催に向けまして、うちのほうの設備の改修につきましては、今のところ宿舍のほうの問題も大きい問題もなく、選手管理の

問題も大きなところがございませんので、大きな投資なく開催が可能かということで、先般、上部団体のJKAによる施設の検査も済んでおります。あと、カーテンをつけたり、そういう細かい実施はありますけども。

以上でございます。

山本里香委員長

よろしいですか。ほかに。

伊藤 元委員

競輪ですね。以前は本当に大変な状況になりつつあって、もうなくなってしまうのかなというふうに思っておったんですけども、本当に皆様のご努力があって、それでまた、議会もいろいろ知恵を出し合って策を打ってきた効果が出て、今回このような黒字化ということにもつながったのかなというふうに思っております。

一つ危機は乗り越えたものの、やはりこの先考えたときに、これに甘んじると、いつまた危機に陥るかわかりません。ですので、やはり次なる手だてとして、さらなるファン獲得に向けた計画が必要になってくると思います。一応ここにファン対策経費って上げてもらってあるんですけど、これはやっぱり今までの延長で、抽象的でないかなというふうに感じるんですけど、もう少し何か具体的に新たな策というか、考えはないでしょうか。一遍、その辺ちょっと教えていただきたいなと思っております。

石田けいりん事業課長

委員のご質問に対してなんですが、ここにございますファン対策経費というのは、通常、主なものとしたしまして、電話投票利用者のためのCS放送であったり、インターネット放映の充実を図る必要が主でございます。本来の新規顧客を獲得するためのファン対策費というのは、また別途事業として取り組んでおります。その中で、従前の来場者プレゼントであったり、マンネリ化したようなファンサービスではなく、先般の記念競輪でも実施しましたけれども、競輪場のイメージを払拭し、新しいお客さんに来ていただくような施策を平成25年度においてもどんどん進めていきたいな。具体的に何をやるということではございませんが、過去の例からいきますと、本来競輪に余り縁のないような若い女性の方を対象に浴衣の着付け教室、並びに競輪初心者教室を開いたであるとか、そういう例も

ございまして、そういうのも踏まえて、ファミリーで入場できるような、それプラス、若い方が入れるような施策を平成25年度においても進めていきたいと思っております。

伊藤 元委員

ありがとうございます。心強いご答弁をいただいたなと思うんやけども、いろんなことをこれから競輪場を中心にして施策展開して行ってほしいなと思うんやけども、一步間違えると、ちょっと調子に乗り過ぎておらへんかというような事業があったりするんで、その辺は十分注意をしていただいて取り組んで行ってほしいなというふうに思います。

さっきも雑談で話しておったんやけど、正直、私余りギャンブルをするほうじゃないんですよ。でも、これは公営ギャンブルとしてしっかり認められたことでもあるし、上がった黒字の部分というのは地域にしっかりと貢献されておるわけですから、有効に活用していくということが大事やと思います。私たちもたまに視察なんかで行くと、ちょっとおもしろそうやなということで少しさせていただいたりもして、しかしながら、ふだんの知恵がないので、やっぱりあかんかなというのが多いんやけども、それでもやっぱりそうやってして、少しでもみんなの興味を引いていくという部分が大事やと思うんです。ぜひマンネリ化でない、次々と新しい策をどんどん展開して行ってほしいなと思います。

それと、前回樋口委員がちょっとお話をしてもらったあそこの看板な、やっぱりあの意見があってから、私も気をつけて見とるんやけど、やっぱりちょっと考えたほうがええんかなという気がします。昔は幅広く周りに高いビルもなかったんで、よく見えたんやけども、今ああやってビルが乱立しとると、なかなか宣伝効果も薄いな。費用的にはさほどではなかったかなと思うのやけど、やっぱり有効的に活用していこうと思うと、何らかの考えを持っていかなきゃあかんのかなと。

一番宣伝効果が上がるのは、僕思うのやけど、近鉄駅で電車待ちしているようなときに、ここは競輪場があるんだよというようなアナウンスというか、ニュースがばーっと流れると、そうすると、例えば仕事で来た人が、ほとんどの人は知ってみえると思うけれども、それだったらちょっと寄っていこうかと思うようにするとか、その辺もって考えていくべきではないかなと思っています。

やはり観光施策を充実していくというふうな、市長さんも言うていただいているので、この競輪もあちこち苦しくなってきたおる中で、四日市競輪は何とか生き延びてきているということであれば、よそにないポテンシャルの一つであるわけですから、さらなる有効

活用というのが望まれるのかな。ライバルがおらんようになってきたで、それに甘んじると絶対すぐ転落するおそれがありますので、その辺ももっともって頑張っていたきたいとエールを送っておきたいと思いますが、何かコメントがあれば。

石田けいりん事業課長

以前から駅西の看板については、ご指摘を受けておりまして、昨年度看板の塗りかえと一応日付の、本場開催だけでございますが、日程の掲示を再開したという状況でございます。ただ、あの看板につきましては、単独で撤去となりますと、現在の見積もり額でも五、六百万円かかるということもございまして、あのビルの例えば外壁改修であったり、新規の広告主があらわれて、希望者が出た時点で、さらに取り下げについては検討していきたいということでやっていきたいと思っております。

それと、ご指摘の駅前なんですけど、固定看板とは別に駅前のビジョンに開催日程の告知をことし1月から掲出をさせていただいているという経緯もございまして、それとあわせてその看板の撤去を今後、時期、タイミング、費用効果が出るタイミングで撤収は考えていきたいと考えております。

伊藤 元委員

ありがとうございます。やっぱりその方向でいいのかなと思います。何かのときに合わせて、この間せっかく費用もかけておりますから、看板についてはそのようにしていただければなと。

一つ私思いがあるのは、この競輪の地元選手にもっと頑張ってもらおうというか、我々が盛り上げていくというか、そういうことが必要じゃないかな。要するにスター選手を育て上げていくということかな。そうすると、やっぱり自分に近いところでそういう選手がおみえになれば、実際今がらがらやけど、見に行こうかという部分も出てくるのではないかな。まずは親戚、友達からでも始まって、それでそういう人が全国でも活躍してくると、芸能界的な部分までもいってもらえな。そうすると、また観光大使なるものにもつながっていく要素は十分あると思っとるんです。ですから、地元の選手さんにも何か市とともに協力してもらおうようなことも考えて、ともに存続できていくようにやっていければなと思っておりますが、ですので、地元選手に対する支援策とか何かないのかな。

石田けいりん事業課長

現在、昨年12月末で引退された選手もおみえで、現在、60名から選手登録が53名ほどになっております。ただ、選手会の補助といたしましては、選手育成という目的で競輪場からの補助は出ております。選手について言いますと、今、S級S班、全国で9名、上位選手なんですけど、そのうちの1名がうちの所属でありまして、その選手に続く選手も目標にしてどんどん育ててきておりますので、人数の割には選手が育てておるのかなというところもございます。それで、さらにそういうことも含めて、場所の提供も含めて、練習の場、それと環境の整備も含めて、選手育成に協力をしていきたいと思っております。

ただ、先般の記念競輪でもそうでしたが、選手会としても、競輪場を盛り上げるためのイベントに多数参加していただいて、実質的な選手会のイベントというのもございます、その辺で場内の雰囲気づくりも随分協力していただいておりますというのが現状でございます。

伊藤 元委員

その筋だけじゃなくて、例えば地元選手を、有望な選手を、これから伸びるであろうということでスター扱いをしていくということで、例えばね。市内の中のいろんなイベント行事がありますよね。そういうところへ招いて、どんどんみんなに知ってもらおうと。地元こんな選手がおるんだよと、そういうことが大事なのと違うのかなと思うんです。当然業界の中では、そういうリードはしていってもらうのは当然かと思うのやけど、やっぱり広く市民からファンを募っていこうと思えば、あっ、こんなイケメンの人なんやとか、こんなに楽しい人なんやとかいうふうに、その人たちをアピールしてあげることによってスター的な要素が備わっていくわけですよ。そうすると、ファンというものもまた違った形で出てくるというふうに思いますので、一遍そういうふうな形で観光戦略とあわせて取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

清水商工農水部長

市内には朝明高校がありまして、非常に有望な若手選手が競輪学校に入っているということで、物すごく四日市市、これから伸びるかなって私は思っております。

それと、もっと市民に知ってもらおうということで、去年の大四日市まつりにはS級の浅

井康太選手も来ていただいて、舞台にも上がっていただいてPRしていただいたということもございますし、観光の面からいきますと、一つ、商工会議所で天津市との経済交流の会議がございまして、私、そこで発言しているのは、あれは観光も交流するということになっていますので、ぜひ天津市の方、来ていただいたときには、公営ギャンブルの四日市競輪へ来てくださいということを私は提案していますし、これからもルートに組み込んでいくようにその場で、もう余り時間はないんですけど、私は、そういうふうな形を、ぜひ四日市市へ来ていただいた方は、中国の方、公営ギャンブルをやっていただくということも発言させていただいているところでございます。

山本里香委員長

ありがとうございます。よろしいですか。

ほかに。

森 智広委員

平成25年度の歳入歳出予算の全体なんですけども、例えば事業収入において、今年度決算見込み額で171億円を見越している一方で、次年度140億円の収入ということで、かなり下げられているんですけども、この減収要因というのは、30億円くらい下がっていますけど、これはどういう意図ですか。保守的ですか。

石田けいりん事業課長

前年度の見込み額は、平成24年度にサマーナイトフェスティバルという特別競輪を1節やっておりますので、その分が約30億円弱減収となっております。

森 智広委員

済みません、よく競輪のことがわからないんですけど、サマーナイトフェスティバルって毎年できないんですか。

石田けいりん事業課長

サマーナイトフェスティバルというのは、特別競輪の中でG、Gという種類がございまして、Gに分類されます。その中で、ナイター競輪場、全国で10場ございますが、

その中で希望するところがサマーナイトフェスティバルをできるということなんですが、全国で10場、ナイター競輪場がございますので、競輪祭をやる小倉競輪場以外が全て希望してきますので、うちばかり毎年ということでは開催させていただけないのが実情でございます。

森 智広委員

今年度はたまたま回ってきたんですか。ある程度のサイクルで回ってくるんですか。

石田けいりん事業課長

これは翌々年の特別競輪の開催希望の施行に対して募集がございますので、その募集に応募して、プレゼンテーションを行い、その内容によって開催場が決められるということで、平成20年度に一度うちがやっておりますが、この平成24年度、4年目ですけども、幸いにして開催することができたということになっております。

森 智広委員

だから、競輪場の熱意とか、プレゼン力にかかっているわけですよね、恐らく。あと、運もあるんですかね。わからないですけど。定期的に応募していくということですか、スタンスとしては。連続は無理なので、1年見送りながら、二、三年後にもう一回みたいな、そういう感覚なんですか。

石田けいりん事業課長

希望するところが多い中で、毎年うちばかりということも、選考委員会としては認められないと思うんですが、でき得る限り、1年おきぐらいは希望を出していきたいなと。ナイター競輪場であっても、G、5日制であったり、そういうところを希望するところもございますので、でき得る限り、開催できれば、うちのほうもありがたいので、毎年というわけにはいきませんが、隔年ぐらいで希望を出していきたいなというつもりではあります。

森 智広委員

最後ですけど、これ一応ドル箱大会みたいな感じがする。わからない。こういうのは、

サマーナイトフェスティバルのような特別なスポットイベントというのは何種類ぐらいあるんですか。余りないんですか。こういうものが何個もあって、品をかえ毎年できるというのはできたりするんですかね。

竹尾商工農水部理事

特別競輪につきましては、サマーナイトフェスティバルも含めて、今全部で10個ございます。先ほど申し上げましたように、グレードでG とG とございます。サマーナイトフェスティバルのおいしいところは、サマーナイトフェスティバルもできて、なおかつ記念競輪ができると。ダブルでできるというのがおいしいもので結構人気があるということでございますが、もちろん私どもサマーナイトフェスティバルをまたやりたいということで立候補もしていきますけれども、1回、4日制のG というのが、共同通信社杯というのがあるんですけども、それを一回やりたいと思ひまして、今手を挙げているところです。

森 智広委員

ぜひこういうスポット的な、大きなイベントをたくさん招致していただいて、また収益に貢献していただければと思います。終わりです。

小林博次委員

サマーナイトフェスティバルについては、ツール・ド・ジャパンを受けるところがなかった、四日市市が受ければ、サマーナイトフェスティバルを渡すということで最初もらったんよね。1回目。以降、毎年くれるというふうに理解しておったけど。いや、あんたが横向いて首振るから、我々はそう理解しておったわけよ。やっぱりもうちょっと、せつかく総務省からも来てもらっとるんやで、四日市市は。一緒に行つて机たたいてこなあかんと思うな。きれいごとではいかんわけやね。

三重県内にはもう一つ競輪場があつて、潰れかかっているけど。そのところの影響も四日市市は受けているわけで、そういうのをきちつとアピールして、記念競輪を取つてこんどだめやと思うな。配分を待つとつて、そんなゆっくりした話では。最初にナイター競輪に踏み切つてくれれば、特別競輪を一回渡すと言うておったわけで。ところが、しょっぱなは四日市市側が断りましたよね、最初的时候はな。次のときに、2年ぐらいしてから受けたわけよね、ナイター競輪を。赤字になるとかヘチマとかと言つて、ここの執行部は

反対していましたやないか。そんなことないと、民営化してやれば、黒字に必ずなるよという話で、やっどこさ説得して現状があるわけやけど。だから、もうちょっと積極性があなた方にも要ると思うな。せっかく雇っているんだから、副市長だっておるんやで。間に合わなきゃ帰ってもらうしかしようがない。笑っとるけど。

それと、年間150億円を超えてお金が動くわけやね。ただ三重銀行が動かしているだけやな。民間ではこんな発想はないよね。この滞留する機関の金を、どういかに有効活用して利益を生むかという、投資に回るわけや。皆さん方では無理やから、例えば三重銀がそういう使い方をしないなら、別の銀行と提携して、どこかの競馬場でやっどるみたいに、本場が赤字出したら、赤字補填しなさいよと。そのかわり150億円か170億円の金は扱わせてあげるよと。こういう話は考えておく必要がある話ではないのかなと思うよね。金利分だけ少しでも入ってくる可能性があるわけや。それはちょっと研究してください。よそでやっているの。

1年おきぐらいに特別競輪をもらうと、かえってえらいんやわな。もらうなら連続してもらうほうが、選手賞金の問題からいうても楽なわけやな。それともう一つは、本場へ来てくれるお客が少ない。だから本場開催が赤字になるわけや。本場開催を黒字にするための努力が実際には見られんわけやな。あなた方は何かやったか。どこの競輪場へ行って、来てくださって勧誘していないやろ。民営化するときには、従事員は無償でそういう作業をしたわけやな。だから、お客さん、こっちへ来ていただいて、気持ちのええ競輪場なら来るので。どうやってすれば、競輪場が気持ちいいのか。いい選手に来てもらおうと思うと、どうやって選手に接したら、いい選手が断らんと来てくれるのか。細かいようでも、そういうことをきちっと一遍シミュレーションして、一つ一つ実践していくと成果は必ず出てくると思うので。その一つにポイント制度、本場へ来てくれて現金を扱えば、その分だけポイントをくれて、それが四日市市内の、旧市内で、あるいはどこかの商店街で、あるいは八王子線に乗ってくれたときに使ってくれと、またそっちも生きてくるわけやな。もっとほかのこともあると思うので、いろいろ一遍検討してください。終わり。

竹尾商工農水部理事

4点、ご指摘といたしますか、大きく3点、いただきました。

まず、特別競輪につきまして、確かにいろいろと持てる政治力といたしますか、動きを活用させていただきながら、何とか少しでも速いサイクルで、記念競輪、特別競輪を持って

こられるようにやっていきたいと思います。

それから、2点目の資金の活用といいますか、あれで別の銀行と連携するというお話で、これは一回また検討させてください。いかに活用して……。

小林博次委員

今の銀行でもええのでね。

竹尾商工農水部理事

わかりました。一回それは検討させていただきます。

それから、来場関係のご指摘でございますが、確かに他場へ行って、かつてのように四日市競輪へ来てくれとか、そういったことは、今残念ながらやっておりませんが、ファンサービス、今おっしゃいましたポイント制ですね。施設の利用券がもらえるようなポイント制につきまして、若干やっているんですけども、委員ご指摘のように、もうちょっと広範囲といいますか、中心市街地の活性化につながるようなとか、そういった近鉄内部・八王子線の利用につながるような、そういったことができないかというのは一回、同じ商工農水部ですので、商業勤労課とも連携しながら考えていきたいと思います。

ファンサービス、やっぱり競輪場というのは、お客さんに来ていただいて何ぼというふうに考えておりますので、今年度も南側の駐車場に雨にぬれずに入ってこられる通路をつけさせていただいたり、あるいは今特別観覧席にエレベーターをつけさせていただいております。あわせて来年度は、せっかくエレベーターができたんですから、まず、特別観覧席3階のリニューアル、今2人がけなんですけども、1人でゆっくり座れる席とか、あるいはグループで楽しめる席とか、いろいろなお客さんに競輪を楽しんでいただけるような施設にしていくように、とにかくどんどんこれからもファンが来ていただけるように努めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

小林博次委員

期待しています。

山本里香委員長

ほかに。

伊藤 元委員

済みません、前から思っていたんやけども、教えてほしいんやけどさ、本場では一っとレースやっていますやんか。私たちよう見させていただくんやけども、あのレースの案内、音声って出とるんですよね。いつものところテレビ画面があって、それをただ単に見とるだけで。

小林博次委員

いや、音声が出る。やかましいで切っただけ。

伊藤 元委員

やかましいので切っただけなんですか。その中継で、人を呼ぶという観点でね。僕ら正門から行って見とると、何か余り見とって、自分が入れた選手が何着で入るかというのをたらっと思とるだけのようには映らんのですよ。そうじゃなくて、その中継をいかにおもしろくするかによって、さっきの言う地元選手やとか、それから全国的なスター選手の動きがどうなんやということを感じてくると、1レース、1レースがある程度ドラマ化されてくるということにならへんのかなって感じるんですよ。

僕は車が好きで、F1の中継をよう見るんやけども、最近のF1中継は余りおもしろくないんです。というのは、アナウンスが悪い。多分若い人、森委員や樋口委員も、皆F1、すごい以前興味があったと思うの。特に古舘伊知郎さんが中継しておったときはすごくおもしろかった。いろんな選手をいろんなものに例えて、自分なりのドラマ化して、そのレースをアナウンスしてくれる。そうすると、やっぱり次のレース、この選手どうやっていくんやという次へつながるようなアナウンスをしておったんですよ、たしか。ですから、そうやってコツコツと積み上げていっておもしろみが伝わってくるような、ただ単にお金をかけるだけじゃなくて、やっぱり人間がやっているわけで、その選手のドラマをレースの中で伝えていくという手法、アナウンス。いろいろ今、インターネットでチャンネルがあるんやったら、そういうおもしろい中継をしてみたらどうかなって、一つの試みとしてね、難しいけども。古舘伊知郎さんと呼んできてやってもらうのが一番おもしろいかもわからんけど、でもあの人はあの人なりに、さまざまな選手をきちんと自分なりに分析して、それできちっと当てはめてやって、緻密な計算があってこそあれだけおもしろい中継にな

つとるといふふうに理解しているんですけどね。

そこまではなかなか一気に難しいと思うんやけども、やっぱりいろんなプレゼンする方がおみえになって、そういう人たちとタイアップして、中継のおもしろさを醸成していったらどうやる。そうすると、近所の兄ちゃん、今度走るんやけどさ、一遍見に行こうかとかなくなったりしやへんのかなと思って。一つの思いつきで申しわけないけども、予算とは余り関係ないけど、やっぱりしっかりとあるんやから残って行ってほしいもんで、一遍また考えてください。済みません。

山本里香委員長

ご意見でした。ほか。

荒木美幸委員

1点だけ要望させてください。さっき樋口委員がガールズケイリンの話がされました。たしか決算常任委員会的时候にも要望させていただいたと思うんですが、女性選手的环境整備ってすごく大事だと思っているんですね。トイレなどは整備をさせていただいているということですが、先ほどカーテンで仕切るというお話が出たかなと思うんですね、控室。カーテンもいいんですが、やはり女性は女性ならではの体のこととか、やはり男性に知られたくない部分のこともありますので、今後、やはり独立した部屋を用意していただくなど、そういった面で配慮していただきたいなと思うのと同時に、前回、選手の控室を見せていただいたときに、非常に狭くて、男性の選手の方が1畳ぐらいの畳みのところに1人か2人か、すごくたくさんいたなという覚えがありますけれども、やはりその辺の選手のモチベーションを上げることがお客様の満足にもつながっていくと思いますので、ぜひ女性の環境整備をきちんと配慮していただければなと思いますので、よろしくお願いします。

石田けいりん事業課長

済みません、先ほど説明不足やったと思うんですが、費用面で簡単なカーテンの取りつけとか、そういう程度でできますというご説明をさせていただきました。女子の控室につきましては、一度ごらんいただいた選手の控室とは別の棟で、女子専用で隔離した部屋で用意をしてございますので。宿舎につきましても、男子とフロアを分けると。そのフロアの中で洗濯機、洗面所、そういうものがございます。女子トイレもございます。そういう

ところで男子のほうから見えないようなカーテンという意味合いのところ、説明不足で申しわけございません。その辺のセキュリティーと申しますか、そういうところにつきましては十分配慮させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

荒木美幸委員

わかりました。ありがとうございます。確認できました。

山本里香委員長

よろしいですか。

副委員長、よろしいですか。

中村久雄副委員長

私は競輪も競馬もボートも余りよく知らないんですけど、今回こうやって大分収益が改善された要因の一つに、ほかの競輪場との連携の場外車券の売り上げが上がったということで。今までに、例えば駅前にサテライトの市街地のほうに、場内に来てもらうということは非常に大事なことなんですけど、軽く駅前でサテライト売り場なんていうことは検討されたことってあったんですか。競馬はあるんだけど、競輪は見たことないから。そういう検討は今までに。

竹尾商工農水部理事

たしかにサテライトということで、結局、サテライトとして成り立つには、それだけのお客さんが見えなければいけない。いろいろな周辺に学校とか、文教施設とか、そういったものがあってはならないとか、いろいろな制約がある中で、四日市市としては、あえて同じ市内には、お客さんがかぶるということもございまして検討はしなかった。ただ、過去には松阪競輪場の中に四日市競輪の場外車券売り場があったことはありました。それはまるっきり商圈が異なるということで、それなりの機能は果たしましたがけれども、平成19年度の見直しのときに経費の節減ということでそれもやめております。

中村久雄副委員長

平成19年度。

竹尾商工農水部理事

平成19年度に立て直しの際にいろいろな経費節減をしたときに、その一環として撤退しております。

中村久雄副委員長

非常に扱う金額もこれは大きいので、そういうセキュリティーというふうなことを考えることには、なかなかああいうサテライトはできないかと思うんですけども、パイロット的に、競輪場って四日市市民の方もなかなかなじみが薄い。案内的に、模擬的に投票できるとか、模擬的では誰もおもしろくないので、扱い額が細かいですけど、ちょっと皆さん試してみませんかみたいな、案内的なそういう施設があってもおもしろいかな。そこから、もしよかったら本場に行こうということだったり、ちょっと小銭稼いだら、そのまま中心市街地へ繰り出したりということも、複合的なことも考えられるかなということをやちょっと思いましたので、一回ご検討いただきたいなと思います。

以上です。

山本里香委員長

ほかにはご意見、ご質問ありませんでしょうか。

(なし)

山本里香委員長

ご質問もないようですので、これより討論に移ります。

討論がありましたら、発言をお願いします。

(なし)

山本里香委員長

別段討論もないようです。

これより予算常任委員会産業生活分科会としての採決を行います。その前に全体会へ

送るべきこともないということによろしいでしょうか。

(なし)

山本里香委員長

それでは、議案第2号平成25年度四日市市競輪事業特別会計予算につきまして、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

山本里香委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。ありがとうございました。

[以上の経過により、議案第2号 平成25年度四日市市競輪事業特別会計予算について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

山本里香委員長

それでは、入れかえをしていただくというか、ちょっと理事者の対応をつくっていただきますが、しばしお待ちください。

14:32 休憩

14:45 再開

山本里香委員長

それでは、再開をさせていただきます。

皆さんの机の上に本会議の開催についてということで書面を1枚用意させていただきました。きょうお昼の議会運営委員会におきまして、あす朝10時より本会議が開かれますので、長い時間にはならないと思いますけれども、本会議が開かれるということで、まず10時はそちらのほうで、終わり次第、また各常任委員会へととなりますということでお知らせ

をいたします。

それでは、続けて、商業勤労課、工業振興課所管部分についてのことで入っていただいておりますが、議案第28号平成24年度四日市市一般会計補正予算（第7号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第7款商工費、第1項商工費、第2目商工業振興費について説明を求めます。補正の説明です。

議案第28号 平成24年度四日市市一般会計補正予算（第7号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第7款 商工費

第1項 商工費

第2目 商工業振興費

加藤商工農水部参事兼商業勤労課長

商業勤労課、加藤でございます。よろしくお願いたします。

資料につきましては、お手元の、右下に予算常任委員会資料一般会計補正予算（第7号）、商工農水部、右の下に資料 と書いてございます。

山本里香委員長

それでは、お願いたします。

加藤商工農水部参事兼商業勤労課長

そちらの目次を開いていただきまして、1ページの部分、商業勤労課の部分についてご説明を申し上げます。一つ、中小企業振興資金、市の制度融資の中の中小企業振興資金の保証料の補給金につきまして、今回、減額補正のほうをお願いしてございます。1番の目的というところに書いてございますように、市の制度融資の中に中小企業振興資金がございませけれども、金融機関から融資を受けていただく際に、信用保証協会がいわゆる保証人となることによって、保証料を中小企業の方が払っていただくということで、保証人等を立てずに保証協会がそのかわりになっていただくという制度がございませ。

その保証料につきましては、2番のところでございますけれども、平成24年度におきまして、三重県信用保証協会が、所定の料率が定められております、ランクごとにそれぞれ

料率がございますけれども、それぞれの料率から四日市市が信用保証協会に平成24年度におきましては、保証協会に対して0.6%を補給することによりまして、実際に融資が実行される金額から保証料が、その分中小企業者の方においても0.6%少なく済むというところがございます。保証料の負担を軽減するために、市が保証協会に保証料の0.6%を補給し、その結果、中小企業者が天引きされる部分が0.6%相当安くなるという仕組みのものでございますけれども、こちらにおきまして、4番目のところに書いてございますけれども、中小企業振興資金、これの利用実績がこれまで大体前年度の1.3倍の形でふえてきております。そういったことを受けまして、平成24年度におきましても、平成23年度の利用実績を一つのベースとしまして、1.3倍ぐらい伸びるであろうという当初の見込みの中で予算計上させていただいて、保証料の補給額を予算としていただいております。

ただ、それが平成23年度実績に比べまして、この4番目の平成24年12月末という途中の経過のところに記載しておりますけれども、実際の伸びが、1.3倍と見込んでおったのが、平成23年度比で大体75%の利用にとどまっているというところがございます。ですので、新規の融資の実行額が減ってきておりますので、それに伴って保証料の額も減ってきているというところで、予算現額、3番のところがございますが、3100万円に対しまして、大体75%、同じ見込みであるというところで、平成24年度におきます中小企業振興資金の保証料の見込み額が2400万円という形で見込みをさせていただいております。したがって、その差額700万円が執行残ということが見込まれますので、今回その分についての減額の補正をお願いしているものでございます。

商業につきましては、以上でございます。

佐藤商工農水部参事兼工業振興課長

工業振興課の佐藤です。よろしくお願いいたします。

同じ資料をめぐっていただきまして、2ページのほうからでございます。まず1点目が企業立地奨励金交付事業に関する減額補正ということでございます。当初予算10億800万円ほどの予算を計上させていただいておりましたけれども、一番下のほうに書いてございますような理由によって1億3000万円を減額させていただくということでございます。今年度の交付予定の主なものについては、下の表に挙げさせていただいておりますので、ごらんいただきたいと思います。

減額の理由でございますけれども、まず1点目、一番大きなものが、秋口に工場の閉鎖

といいますか、事業をやめますということで発表がございましたエポニック・モノシラン・ジャパン株式会社、こちらのほうへの交付予定が約1億300万円ほどを予定してございました。こちらのほうの交付がなくなったということで、一番大きな要因はこのエポニック・モノシラン・ジャパン株式会社の件でございます。

もう一点は、5番目の二つ目のポツでございますけれども、三菱ガス化学株式会社さんのE L M製造設備7号棟の新設というのが若干工期がおくれております。と申しますのは、一番当初は液晶パネル向けの洗浄剤をつくる装置を新設するということでございましたけれども、液晶のほうの不振によりまして、半導体向けの洗浄液へと内容を少し変更してございます。そういったことで工期がおくれるということで、今年度の執行はできないということで減額させていただいております。こちらのほうが約500万円程度でございます。

もう一点は、東芝四日市工場の平成23年度の投資の額が若干下回ってきたということで、奨励金の額にして約1500万円ほどの減額という格好になっております。奨励金の減額の補正に関しては、以上でございます。

続きまして、3ページの民間研究所立地奨励金交付事業でございます。こちらのほうは一応600万円を想定しておりましたけれども、全額の600万円を減額させていただくような結果になってしまいました。この600万円、当初想定については、三菱化学株式会社さんのイソソルバイドポリマーという研究開発施設、これは植物由来のバイオプラスチックをつくるための研究施設でございます。設備はもう既に平成23年にできております。その設備ができたところへ研究者が新たに市外から入ってくるということで6人分を見込んでおりましたけれども、こちらのほうの研究者の異動が、既に一部は来ておるんですけれども、平成24年度中に入ってから市内への移転という格好になりまして、一応市内へ来ていただいてから1年以上たたないと奨励金を交付しないという制度になってございますので、今年度の執行は見送りになったということでございます。次年度以降に出てくる予定でございます。その分の600万円を減額させていただいております。

説明のほうは以上でございます。

山本里香委員長

説明はお聞き及びのとおりです。ご質疑がございましたら、ご発言をお願いいたします。

樋口龍馬委員

中小企業関係の資金融資事業なのですが、こちら今数が少ないということで、申し込みが少ないだけで、問い合わせは例年どおりなのか。問い合わせ自体も減っているのか。減っているということに関して、もし情勢の分析があれば教えてください。

加藤商工農水部参事兼商業勤労課長

商業勤労課でございます。

冒頭、問い合わせの件数ということにつきましては、いろいろな事業紹介もございますので、件数そのものは横ばいであるというところで認識しておりますけれども、これが減ってきた部分、例年1.3倍というふうに申し上げましたけれども、私どもとしましては、いわゆる金融円滑化法がこの3月で切れてしまうということと、セーフティネットもいろいろな対象業種等が絞られてくるということも含めまして、むしろ景気の状態も踏まえまして、四日市市としての利用がふえるのではないかと。一方、危機感も持つ中で想定はさせていただいておったんですが、これはちょっと質問とずれるかもわかりませんが、結果的にはどれが正しいかという評価というのはなかなか、また別の形で公にされる部分があるかと思っておりますけれども、3月で金融円滑化法が切れる。これは、要は返済期間を延ばしたり、延ばすことによって1回当たりの返済額を減らしたりすることで中小企業の経営の負担を減らすということが主な目的で、その間に中小企業者が経営改善を図って、足腰をもう少ししっかりするような形で回復を図るとというのが本来の内容だと思っておりますけれども、この3月で金融円滑化法案が切れることによって、逆に基本的には貸しはがしとか、そういったことはないであろうというようなことで、中小企業庁もいろいろ対策を取りながら、銀行にも指導しながらされていると思うんですけれども、一方で、借りる側の中小企業者の方としては、この年度内に借りた状況において、4月以降がどんな状況になるかがわかりにくいという不安感で、ひょっとしたら借り控えをしてみえるのかなというような思いも、これは事務レベル、担当レベルの状況ですので、どこまで実態把握できているかはわかりませんが、それで4月以降の様子を見ながら、借りることが妥当であれば、またふえてくる可能性もあるのかなというところが一つと。

あとは、これまでにかなりの部分を借りてみえまして、これ以上借りるということは財務の体質上難しいということでの差し控えをしてみえる企業もあろうかと思っておりますので、もろもろな要素が絡まった中で、これだけの融資の新規の実行としては減ってきているのかなと。国の制度のセーフティネットそのものも減ってきておるようでございますので、

この平成25年度においてどういう進捗といいたいでしょうか、推移があるかというのは、こちらのほうで十分注意をしていきたいと思っております。

樋口龍馬委員

商工会議所であったり、各種金融機関とも情報交換をしながら、しっかり情勢分析していただかないと、公としての役割も果たしていけないと思いますので、これは追跡して今後も検証はして行ってください。4月になって、またどんとふえるのであれば、当初予算の部分でふやしておかなきゃあかんでしょうし、また補正、補正、補正ってしていくのかという話になっちゃうと思うので、そこはしっかり検証していただきたいと思います。

もう一個続けていいですか。

山本里香委員長

関連がなければ。続けてください。

樋口龍馬委員

企業立地奨励金交付事業でエボニック・モノシラン・ジャパン株式会社なんですが、跡地の現状と、今後どういうふうにそれを売り出していくというか、貸し出していくのかという部分で、今考えていることがあれば教えてください。

佐藤商工農水部参事兼工業振興課長

エボニックの現状でございますけれども、工場のほうはまだ同じ状態で建っております。今、1月終わりぐらいまでに、大体触媒とか、そういった危険物を抜き取る作業が続いております。多分、解体工事が始まるのは来年度にかわってからというふうに聞いております。多分、解体工事のほうもほぼ1年ぐらいを要すると聞いておりますので、一旦は更地に壊れた暁にはなるんですけれども、今現在の用地については、隣の日本アエロジル株式会社の用地でございます。エボニック・モノシラン・ジャパン株式会社のほうはそちらのほうをお借りして工場を建てていたという格好になりますので、当面はすぐに何か新しいものが建つという状況にはならないと思っております。今現在把握しておりますのは以上でございます。

森 智広委員

これって工場を閉鎖しても、一応1月1日時点の固定資産税というのは入ってくるんですか。通常の営業の金額で。

佐藤商工農水部参事兼工業振興課長

操業自体がとまっておりますので、基本的には1月1日で物があれば、固定資産税はかかるというふうに聞いておるんですけども、そのあたりがいろいろな特例みたいなものはあるようでございまして、12月の終わりぐらいの時点で、今、税のほうとは協議中ですよというところまでは確認しております。結果、どうなったかまでは、済みません、私ども今の時点で確認しておりません。

山本里香委員長

ほかにご質疑ございませんか。

荒木美幸委員

今の関連で、金融円滑化法の話が出ましたけれども、中小企業の社長さんのお話では、この金融円滑化法が終わることによって、かなり厳しくなる企業がふえるんだというようなことを昨年の夏ぐらいに耳にしたことがあるんですけども、その辺の四日市市内の状況というのは、ある程度は把握していらっしゃるのでしょうか。今、少しこれに関連してお話は聞きましたけれども、その辺の現状ってどうなのでしょう。

加藤商工農水部参事兼商業勤労課長

商業勤労課でございます。

基本的に個々の具体的な事業等についての状況までは把握し切れてはいないところがあるんですけども、各金融機関の担当とのやりとりの中におきましては、全国的な例もそうなんですけれども、何らかの形で返済期限を延ばしたり、延ばすことによって1回当たりの返済を減らしているというところは、利用されているところがあるようでございます。全国的な数字でいきますと、75%ぐらいはそういったことを活用しているという数字もあつたりしますけれども。ただ、一方で、円滑化をする中で、一番今後に向けての、先ほどもしも言いましたけど、不安感といいましょうか、その部分がありますので、基本的には、先

ほども言いましたけど、金融庁としては金融機関の指導はしておると。3月で切れたということではなしに、本来、金融機関もお金を融資する以上は、返ってくるという前提で指導すべきであって、体質強化といいましょうか、財務の内容のコンサルティング機能も、本来、貸す側の金融機関にもあるはずだと。そういった部分の機能を強化するようということで、金融庁も指導をこれからしていくというところでございますので、そういったところも含めまして、先ほど樋口委員もおっしゃいましたように、商工会議所とか、そういったところの情報共有も図りながら、細かい部分での支援につながるような、相談も含めて対応していきたいと思っております。

荒木美幸委員

わかりました。結構です。ありがとうございます。

森 智広委員

この中小企業振興資金保証料の補給金ですか、これ四日市市独自になるんですか。

加藤商工農水部参事兼商業勤労課長

市の制度融資そのものが四日市市独自のものもございますので、補給するのは、手法としてはいろいろあると思うんですが、四日市市の場合におきましては、先ほど申しました融資を実行される場合に一定額が天引きされると。例えば3000万円借りるとした中で、50万円ぐらい保証料が天引きされるというケースがあったとしますと、それは最初の1回で引かれるものになるわけなんですね。ですので、それについて、初期の段階で市が保証料を補給する、減額することによって効果が割と出やすいというようなことで、四日市市の一つの政策として保証料を補給しているというところでございます。現在0.6%ですけれども、以前はもう少し、0.3%であったりとかいうところがありまして、今0.6%まで上げてきているというところでございます。制度を持っておる市としての打てる施策の一つかなと考えております。

森 智広委員

これは、いろんな形態の補助があると思うんですけど、近隣市町村に比べてはどうなんですか。どの辺の水準なんですか。もし何かまとまったものがあれば、いただければと思

うんですけど、四日市市として手厚いのか、普通なのか。その辺の感覚がわからないので、ちょっと。

加藤商工農水部参事兼商業勤労課長

商業勤労課でございます。

基本的にはできる限りの対応を今させていただいているという認識はございます。例えば一つ、これは保証料ではございますけれども、金利につきましても1.7%の固定ということになっておりますので、それぞれ市中機関でいきますと、一般的に2.何がしというパーセントになっていると思いますので、金利一つとりましてもぎりぎり、これ以上は下がらないというところの中で、金融機関、今12の金融機関と協定する中で、中小企業振興資金という市の制度を運営しておりますけれども、そういった中では、現時点ではできる限りのものを実行していると。県内で四日市市のほかにあともう一市が、それほど独自の政策を持っているところはありませんので、国の制度とか県の制度に対しての利子を補給するということは、そういう融資制度を持っているところはありますけれども、四日市市としては独自の制度融資がございまして、保証料の補給という部分を今一つ実施をしているというのが現状でございます。

森 智広委員

精いっぱいのことをやられている。相対的に話をすると、四日市市は手厚いと考えていいんですか。その辺の、ほかの市があれば、その資料もいただきたいんですけど、比較できればなと思うんですけど。

加藤商工農水部参事兼商業勤労課長

手厚いという表現がなかなかどこまでかわかりませんが、結構今やるべきところはやっている。あと、他市でさらなる状況がもしあれば、それもぜひ取り入れていくべく検討していきたいと思います。資料といいますのは、また後日という形でよろしいでしょうか。

森 智広委員

後日で結構です。相対的な。

加藤商工農水部参事兼商業勤労課長

市よっての制度がこういう制度がありますというような比較ができるようなものを考えたいと思います。

森 智広委員

この事業を受けられるのは、四日市市に本社がある企業ということでよろしいですか。

加藤商工農水部参事兼商業勤労課長

商業勤労課でございます。

四日市市に本店登記しておるというところでございます。あと、企業といいますか、個人の方も入ります。

森 智広委員

わかりました。

山本里香委員長

ほかにご質疑ありませんか。

(なし)

山本里香委員長

それでは、ご質疑もこれ以上ないようですので、討論に移りたいと思いますが、討論がありましたら、ご発言をお願いいたします。

(なし)

山本里香委員長

討論なしということです。

これより予算常任委員会産業生活分科会としての採決を行います。前に全体会に送るべきものもないということでよろしいでしょうか。

(なし)

山本里香委員長

それでは、議案第28号平成24年度四日市市一般会計補正予算(第7号)、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第7款商工費、第1項商工費、第2目商工業振興費につきましては、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

山本里香委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第28号 平成24年度四日市市一般会計補正予算(第7号)、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第7款商工費、第1項商工費、第2目商工業振興費について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

山本里香委員長

それでは、入れかえがありますので、この次、平成25年度四日市市一般会計予算の追加資料の説明をしていただくということで入れかえしますので、ちょっとお時間、お待ちいただきたいと思います。

それでは、再開をさせていただきます。

議案第1号平成25年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第5款労働費、第1項労働諸費、第7款商工費、第1項商工費及び第2条債務負担行為中関係部分についての追加資料の説明を求めます。

議案第1号 平成25年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳出第5款 労働費

第1項 労働諸費

歳出第7款 商工費

第1項 商工費

第2条 債務負担行為中関係部分

加藤商工農水部参事兼商業勤労課長

商業勤労課、加藤でございます。

お手元、右下の資料 と書いてある資料でございます。追加資料でございます。こちら、商業勤労課としましては1ページから4ページまで、5ページは観光推進室のほうになりますけれども、まず、4ページまでご説明をさせていただきます。

1ページのところでございます。雇用対策事業の実績という表題となっておりますけれども、こちらは荒木委員さんのほうから、就労にいろんな施策があるけれども、就労につながったかどうか。そういったことがわかるような資料ということをおっしゃっていただいておりますし、伊藤委員のほうからは、そういった施策の実績の推移がわかるような資料をとということをいただきましたので、それを兼ねた表として、1ページに表でまとめさせていただきます。

事業名が左側、産業現場実習、いわゆる高校生を初めとしたインターンシップということで、単なる学校の授業ではなくて、今後は仕事につくという前提の中で、いろんな産業であるとか、会社の現場を実際に実習することによって、自分の職業観でありますとか、仕事に向いているかどうか、そういったことも、短期間ではございますけれども、体験することが重要であるという趣旨の中で実施をしているものでございます。こちらにおきましては、実際に工場を見学、体験ということでございますので、そのことが即就労につながるというものではございませんけれども、そういった中で、平成19年から5カ年分というところでまとめさせていただきます。

平成19年のところでいきますと、高校等の利用数が7校。利用者数といいますのは、高校生等で342人。実習の受け入れをしていただいた地元の企業の方、高校によって同じ企業がかぶるところがございますので、延べ165社となっております。以下平成23年度までの推移を記載させていただきます。

それから、二つ目と三つ目につきましては、いわゆる資格取得助成金の内容でございますけれども、2段目がフォークリフトの運転技能者講習、こちらにおきましては、ハローワークに求職の登録をしていただいて仕事を探してみえる方が、実際にフォークリフトの

資格を取ることによって、そういった仕事につくことによる円滑化を図りたいというところで、市の制度でございますけれども、表としましては、平成21年度からの制度でございます、平成23年度において実施した方についての、ヒアリングも含めて記載させていただきましたものがございます。

フォークリフトの利用者数、平成23年度のところを見ていただきますと、37名が市の制度を使って資格を取っていただいております。そのうち、就労者数ということで1文字下げでございますけれども、内数でございます、37人のうち27の方が仕事に何らかの形でついていただいておりますというところでございます。その下、2名は現在まだ仕事を探してみえるというところでございます。下の8名の方については、申請のときの連絡先等とはっておるわけでございますけれども、ちょっと連絡がとれていないというのが8名というところでございます。その下の25人というところは、継続雇用者数というところで表記をさせていただいておりますけれども、欄外、一番下に書かせていただいております。それ以外の表も共通でございますけれども、ことし平成25年2月現在それぞれ確認をしたところ、引き続いて雇用されていると、仕事についてみえる方の人数でございます。したがって、フォークリフトにおきましては、利用者数37名のうち25名が現在も仕事についていただいておりますというところでございます。それと、就労者数27名となっておりますけれども、これはなかなか、フォークリフトを即活用した仕事につかれているかという、なかなかそういったところにつけていない方もおりますので、飲食業についてみえるというケースもございます。そういった一つ仕事を探す中での資格取得という中で、仕事を探す範囲が広がっているという理解もあろうかと思っておりますので、そういったような認識で今後もしていきたいと思っております。

ホームヘルパー2級も、先ほど説明させていただいた同じ内容の形でまとめさせていただいております。27名ホームヘルパーを利用していただいた25名の方が仕事についていただいて、ことしの2月現在で再度確認した段階では22名というところですので、3名の方が何らかの形で離職をされたという理解ができると思っております。

その下が障害者雇用奨励補助金ということで、これは国の制度と連動したものでございます。就労が困難な方を雇用していただいた際に、1年半、あるいは中小企業であれば2年間、国のほうから6カ月単位で助成金が出されるわけでございますけれども、その期間が終わった後で、市のほうから6カ月雇用することに助成金を事業主に出すことによりまして雇用期間を延ばすと。ひいては就労の機会を拡大する、確保するということでの制

度でございますが、こちらが平成19年度から件数を記載してございまして、その件数の中で就労に至っている件数、6カ月過ぎた段階、米印でいきますと、平成25年2月の段階の数字、実際に働いてみえる方の人数を書いております。件数となっておりますのは、補助金の利用件数ということでございますが、基本的には人数ということでの表記もあろうかと思えます。

その下の障害者トライアル奨励補助金、こちらは、これまで障害者の方を雇ったことがないと、雇ってみることにちょっと躊躇してみえるような事業主に対して、3カ月間まず雇用していただく。障害のある方についても、これまでなかなか事業所に就労することができなかったという方においても3カ月間実際に働いていただくということで、それぞれ働く側、採用する側の、3カ月の中でうまくマッチングできるような形での一つの国の仕組みでございます。1カ月当たり4万円が国から出ますけれども、その上乗せで市が3万円を上乗せするというので、合計7万円の3カ月間が事業主のほうに支給されるという内容のものでございますけれども、それも同じような形で表としてまとめさせていただいております。

知的障害者就労支援講座、こちらは知的障害のある方で、ぜひとも仕事につきたいというような方を基本的に対象とする中で、年間6人の定員ということで実施をしております。それをまとめたものでございます。就労者数は、ことしの2月現在での就労者数というところの数字でございます。

ジョブサポーター派遣事業、これにつきましては、障害のある方が四日市障害者就業・生活支援センターのプラウを主な活動拠点としてみえるところがございます。いろんな封筒の宛て名を張ったり、そういった作業をされるようなケースで、これは基本的に仕事につくという前提で、そういったスキルアップといいたいでしょうか、経験をしていく内容の事業がございましてけれども、それをジョブサポーターという人が横でちょっとフォローするというので就労に向けた支援策を図るものでございますけれども、これは6人のジョブサポーターの方が平成22年度で延べ252回、あるいは平成23年度で160回実際に活動していただいたということで、これをプラウのほうに委託して実施しておるものでございます。これは基本的に事業としての制度でございますけれども、直接就労につながるというものではございません。そういうことで1ページは以上でございます。

2ページにおきましては、こちらは小林委員のほうから、障害者施策全般で、先ほどの知的障害者就労支援講座というところもでございます。知的障害ではなく、当然身体の方、

あるいは精神障害の方もみえるというところで、そういったことも含めて、障害者施策の考え方等についての資料ということでご指示いただきました。

2 ページにおいては、障害者雇用支援策についてというタイトルでございますけれども、先ほど1 ページで記載をさせていただいたもののうち、障害者の支援策につながるものを五つまとめてございますけれども、それぞれ事業の内容につきましては、先ほど1 ページで説明をさせていただきましたので割愛させていただきますが、右側で身体障害者、知的障害者、精神障害者の方、それぞれ対象・対象外という形で表としてまとめさせていただいております。

それで、下から3 段目、2 段目のところで、まず、インターンシップにつきましては、現状におきましては、知的障害の方が対象ということで要綱上なってございますけれども、平成25年度においては、身体障害の方、あるいは精神障害のある方も対象となるような形での制度の見直しを進めていきたいというふうに考えてございます。

それから、知的障害の就労支援講座におきましても、この名前のとおり、現状では知的障害の方のみを対象ということになっておりますけれども、今後、精神障害の方についてのそういった講座等、あるいは支援策等につきまして、どういう形で一番支援策として講ずることができるのか、可能なのかということについて、関係部局と協議をしながら検討していきたいというところでございます。

3 ページにおきましては、障害者の雇用率、現状、民間では1.8%から、この4 月から2.0%に上がるということで、伊藤委員のほうからもそういった制度の推移、変遷といたしますか、考え方についての資料ということでいただいております。

障害者雇用率制度といたしますのは、改めて申し上げるまでもないかもわかりませんが、基本的には障害者の方がそれぞれ能力を持ってみえるわけでございますので、十分に発揮できるような機会を保障するという意味で、国、県は当然のことでございますけれども、民間事業主も含めまして、雇用する労働者に占める身体障害者、あるいは知的障害者の方の割合を一定率以上になるように義務づけたものが、障害者の雇用の促進等に関する法律でございます。これに基づきまして、現状、民間企業でいきますと、法定雇用率が1.8%となりますが、この1.8%といたしますのは、一つ目の丸に書いてございます、民間企業におきましては、56人以上規模の企業で、56人に対して1 人雇用するということですので、56人分の1 人ということでいきますと、1.8%という数字になってまいります。

先ほどの説明の中でも、身体障害、あるいは知的障害という方が対象になるわけでござ

いますけれども、現状におきましては、精神障害の方は雇用義務の対象にはなっておりません。ただ、精神障害者の保健福祉手帳を持ってみえる方を雇用された場合は、その方は雇用率の計算をする際に算定として入れることは可能であるという状況でございます。

二つ目の丸のちょっと下に米印、ちょっとポイントを一つ絞った字でございますけれども、厚生労働省の所管でいろいろ研究会があるわけでございますけれども、障害者雇用促進に関する研究会の中で、今後、精神障害者の方を雇用義務の対象としていくというのが必要であろうというところが記載されております。それを受けまして、労働政策審議会の中の障害者雇用分科会というのがございますけれども、その中で議論を現在していただいていると。いつ導入するのか。また、どんな形で雇用義務の対象としていくのかというようなあり方について、今、議論が国においてなされているというところでございます。方法としましては、身体障害者の方、それから知的障害者の方ということで来ておりまして、当然、今後、精神障害者の方についても十分社会参加をしていただくような仕組みが必要であるというところで考えてございます。

中段の障害者の雇用率、現行が左側に記載してございます。平成25年4月からはそれぞれ0.2%加算された形で、目標数値として、国として設定しておるというところでございます。これの達成に向けて、当然、国、県、市、企業も含めてですけれども、そちらのほうに向けて目標数値として達成に向けた努力が必要であると。

その下の障害者雇用率の算定方法、平成22年7月改正として、若干時期がさかのぼってまいりますけれども、この中では、従来は障害者雇用の算定をする際には、常時雇用労働者、基本的にはフルタイムといいましょうか、常時働いてみえる方を対象としておりましたけれども、障害のある方について、なかなかフルタイムで働くことが難しいケースもあるわけでございます。4時間であったり、6時間を下回るようなケースもありますので、短時間労働者の方も雇用の実態として反映していくと。今後の努力目標として計算をしていくという趣旨の中で、短時間労働者の方も含めていくというような計算になってございます。それが、平成22年7月に改正されたところがございまして、結果として、平成23年度において障害者雇用率が一旦下がっておるとするのは、そういったケースが影響しておるのかということで、その後、さらなる国とそれぞれの障害者雇用に向けた働きかけの効果もあって、2.4%、2.5%という形で、2.4%といいましょうか、前年度よりも今後上がっていくというような形での結果が出てきている内容であると考えております。

それと、一番下のところで、なかなか障害者雇用率が増加、思うほど上がってこないと

考えられる主な要因ということで、あえて二つだけ記載をさせていただいております。これだけに当然限られるものとは思っておりませんが、一つは、やはり経済情勢が厳しいというところで、先行き不透明な中で、企業の方が新たな人材を雇用することについての抑制といたしましょうか、躊躇があるのではないかというのが1点。

もう一点は、障害者雇用に関しまして、障害者の方という一くくりでのイメージといたしましょうか、事業主の方が本当にその方の能力を十分活用できるような理解までに至っていないのではないかとというのが1点あるかと思えます。これにつきましては、啓発でございますとか、いろいろ国、県等、市も含めて助成制度のPRも含めながら、各事業者への働きかけが必要であるかと考えてございます。

続きまして、4ページにおきましては、こちらは樋口委員のほうから、商店街の街路灯、水銀灯をLED化することによりまして、経費節減を図りたいと。ついては、環境の観点もでございますけれども、それぞれ運営状況の厳しい商店街で、浮いた分は、その分活性化のほうにつなげていただきたいなという趣旨の中でLED化を進めておるわけでございますけれども、その状況がわかるものということで資料のほうをつくらせていただきました。

基本的な商店街の街路灯、商店連合会に加盟してみえる商店街で、かつ商店街自身が街路灯の費用を負担している部分についての対象となりますので、一部自治会のほうで負担しているというようなところは対象外になってまいります。そういった中で、1番から、一番街商店街振興組合という形で対象となる街路灯数と、これは水銀灯の数を記載してございます。この中で、平成24年度、平成25年度、平成26年度という形で3カ年記載してございますけれども、平成24年度におきましては、当初は、一番下でございます富田中町商店会、富田中央通り商店会、近鉄富田駅前通商店会ということで、三つを一つのスタートとしまして実施してきたわけでございますけれども、要綱の制定も含めまして、この全商店会のほうに私どもが足を運びまして、そういった制度の周知を図ってまいりました。

そういった中で、平成24年度におきましては、二番街発展会、あるいはグリーンモール発展会、諏訪栄発展会、下野商店会というところが実施済ということで記載をさせていただいておりますけれども、それぞれ趣旨を確認した上で、発展会として、ぜひそれはできる限り実施していきたいというところで年度内での申し込みをいただいておりますので、既決の中で、やりくりする中で実施をしてきておると。あと、笹川中央商店街は実施予定となっております。この3月中に着工するというところでございますので、数が書いてござ

いませんけれども、実施済が7商店街、実施予定が1でございますので、平成25年度中は8商店街が実施に至るといふふうに考えてございます。

合計の水銀灯の灯数、全商店街では左側1051灯でございますけれども、平成24年度におきましては226灯、全体の21.5%に相当すると思います。平成25年度において実施したいという申し出がありましたのが、一番街商店街振興組合と16番に記載してございますけれども、四日市駅西発展会、この二つが実施したいということでの申し入れといいたいまいしょうか、表明をしていただいておりますので、都合603灯分におきまして、平成25年度の当初予算のほうで予算のほうを計上させていただいているというところでございます。

平成26年度に検討中ということで並んでおります。これは8商店街でございますけれども、こちらにおいても基本的には導入をしたいけれども、組合員の協議も必要であるとか、予算の対応も含めて検討しておるといふところでございます。これも現状をいろいろ確認しながら、LEDのほうに推進を図っていきたいというところでございます。平成25年度は2商店街で603灯というところでございますけれども、1051灯分の603灯でいきますと57.4%、平成24年度と合計しますと78.9%、約8割ぐらいが平成25年度でLED化が進むというようなことで考えてございます。

それと1点、申しわけございません。左の番号でございますけど、1番から22番となっておりますけれども、14番の次が16番になっておりまして、これは15番でございますので、申しわけございません。16番以降は15番、16番ということで、21番までというところでございます。大変申しわけございません。

私のほうからは以上でございます。

岡田商業勤労課副参事兼観光推進室長

それでは、続きまして観光部門の、同じ資料の5ページをお願いいたします。観光施設整備事業ということで、森委員から、予算の建物・土地の内訳、それから、ランニングコスト等々について詳細をとということで、この資料に至っております。

1番が建物・土地の内訳。それから、2番がランニングコストという仕分けでございます。まずは1番、としまして、建物の取得費でございます。概要のところを説明しますと、1階部分が鉄筋コンクリート造、これは斜面に建っております。2階部分は喫茶サービスを提供している木造部分ということで190.28㎡。これを固定資産税の評価等を参考に1606万円ということで、築10年ものの建物ということの取得費でございます。

土地の取得費、これにつきましては建物部分、先ほど申し上げました建物部分が800㎡。それから、ちょっと下の図をごらんいただきたいんですが、吹き出しが三つございます。右側二つあります下の段、休憩施設、土地800㎡、この部分でございます。建物が先ほど申し上げました、この上に建っております。この800㎡のものは斜面に建っております、これは平米当たりの単価、のほうに戻ります、6300円という単価。それから、もう一度下の図をお願いします。吹き出し部分の右側の上、同一所有者でございますが、駐車場用地ということで約500㎡がございます。これはことし補正予算でお世話になりました、左側の大きな吹き出し、この土地の駐車台数60台ということでお世話をいただいたんですが、これよりもまだ多くの方が見えるということで、駐車場用地の同一所有者からの購入をしようと考えております。それで、の駐車場部分ということで500㎡。これは非常に条件のよい土地、斜面ではございませんものですから、不動産鑑定士等々に概略を聞き取りまして、平米当たり1万3000円という数字が出てきておりますので、予算立てをさせていただきました。これらを合計して、土地の取得費は1154万円ということでございます。

、につきましては、その土地を購入に当たっての立ち会い、測量、それから不動産鑑定の手数料ということで208万円、73万5000円というものを足しまして、前回お示しました土地・建物代金の3041万5000円という内容になってございます。

続きまして、ランニングコストでございます。大きな2番、休憩施設の維持管理についてということでございます。、、ということで、が光熱水費でございます。これにつきましては、現状の光熱水費を調査しまして、その年間分ということでございます。ただ、これはサイクル事業を行うまちづくり振興事業団にこの予算、ランニングコスト、委託料として上げておりまして、まちづくり振興事業団に休憩施設として全体の施設の維持管理を委託しようと考えております。その一部であります喫茶サービスの提供については、八郷地区連合自治会により行っていただく予定でございます。

ちなみに、八郷地区連合自治会は、昨年8月からこの施設を、喫茶サービス提供をしていただいております、現在まで続けていただいております。この喫茶サービスにつきましては、の72万円と24万円の説明ですが、右側に年間使用料金の2分の1とございます。まちづくり振興事業団については、この2分の1を委託料として私どもから支払い、残りの半分は喫茶サービスを提供する八郷地区連合自治会から負担をいただき、合計、この倍が実は水道光熱費がかかるというところの表現でございます。

それから、維持管理、これは清掃、鍵あけ等々、消耗品から修繕も、10年たっておりますので必要かもわかりません。そういったところの経費を見込んで219万円ということでございます。あとは消費税をのせて330万8000万円ということでございます。

以上がランニングコストでございますが、一番下の図の吹き出しの一番大きなもの、1060万円とありますが、これも前回お示ししました、この補正予算でお願いしました駐車場の整備費ということで、平成24年度購入駐車場用地の新年度、平成25年度の整備事業費を予算要求させていただき、この金額が1060万円ということでございます。

以上でございます。

佐藤商工農水部参事兼工業振興課長

工業振興課です。よろしく申し上げます。

続きまして、6ページからになりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

まず、6ページでございますけれども、こちらのほうは民間研究所立地奨励金に関しまして、これまで研究者に対して出してきた奨励金について、その研究者が今どうなっているのかというふうな内容のご質問があったかと思っておりますので、そちらのほうを表にさせていただいてございます。

案件は5件ございまして、それまでに奨励金の対象とした研究者の方はトータルで107名でございます。そのうち、同じ方がまだ今おみえになりますというのは92名でございまして、若干減ってはございますけれども、当然人事異動なんかも会社のほうでございまして、そういった格好で、対象となった研究所に今在籍がどれくらいあるのかというのを見てもみますと、設立当時からは、約500人であったものが六百数人にふえていますということで、研究者の数自体はふえておりまして、ぼちぼちではございますけれども、集積のほうは進んでいるのかなというふうに思っております。

続きまして、7ページでございます。こちらのほうはこの平成24年度から始めました中小企業向けの海外の販路開拓支援事業、こういったものが応募されているのかなというふうな内容の問い合わせでございましたので、申請のあった順番から、今のところ10件ございますので、リストを挙げさせていただいてございます。このうち、上のほうから見しても、お酒でございましてとか、ゴマ油関係、それから一部工作機械関係がありますけれども、10件のうち半分ほどが地場産品との関係が占めてきておりまして、ニューヨークでございましてとか、上海、そういったところへの展示会へ出展をいただいておりますという状況がご

らんいただけるかと思えます。

続きまして、8ページのほうへお願いします。ちょっと横書きで申しわけございませんけれども、こちらのほうには市内企業におけます三重大学以外の大学と連携している産学連携事例というのを、私どものほうで公に把握させていただいているところを挙げさせていただいております。

一つは太陽化学株式会社さんと横浜国立大学、あるいは北海道大学さんとの共同でメソポーラスシリカといった高機能な触媒技術の確立を目指した部材の開発というのをやってございます。

それから、二つ目は、小林機械製作所さんのほうと、京都大学を初め、ほかの大学、あるいはほかの産業支援センター、そういったところと共同しまして、レアアースでありますセリウムの代替材料の研究をやってございます。先日の新聞のほうにも若干出ていたと思いますけれども、公益財団法人三重県産業支援センターのほうでセリウムにかわる代替材料の大量生産技術を確立したということで特許を取りまして、今、特許を使って生産をされる企業さんを募集にかかったところでございます。

そのほか、東邦エンジニアリング株式会社さんのほうでは、6インチのSiCといいますが、シリコンカーバイトというものでございまして、3インチか4インチが通常らしいんですけれども、もう少し大口径のシリコンカーバイト基盤を磨くためのパッドの研究開発をしておるというところがございます。

余り事例としてどんどんあるというわけではございませんけれども、今後の取り組みの方針といたしましては、地道ではございますけれども、AMICでございまして、あるいは各金融機関などが開催します産業支援機関なんかと一緒に開催しますセミナーなんかを活用して、できるだけ企業のニーズの把握に努めて、そういった企業ニーズを把握した上で、どういった大学のほうでどんな技術があるのかなというところも私どものほうでいろいろできる範囲の調査をいたしまして、何とか大学と企業をくっつけることができなかつたかといったようなことを進めていきたいと思っております。

もう一つ、私どもの事業でございましてマッチングセミナー支援事業とか、これは民間が行うセミナーに対する支援でございますけれども、こういったものなどのセミナーに、できるだけ最先端といえますか、成長分野と言われるような分野でのセミナーをやってもらえるように働きかけたりしていきたいと思っております。あわよくばそういったところで何らかの具体的な事業が出てくれば、新規産業創出事業の補助金など県の制度もございま

すし、私どもの新規産業もございますので、こういった制度を活用しながら、新たな取り組みを始めていっていただきたいなという思いでございます。

続きまして、9ページのほうへお願いします。9ページのほうは三重大学四日市フロントの補助金の詳細の内訳をとということでございましたので、以前にも同じようなものはお出しさせていただいたことがあろうかと思えますけれども、まず、三重大学四日市フロントのほうは何をやっているのかなというところを少しご理解いただけたらと思ひまして、9ページ、10ページのほうに、今取り組んでいただいている事業の内容等をご紹介させていただき資料をつけさせていただいてございます。

例えば、9ページでございますけれども、工業振興課のほうでは、市内企業向けの技術コンサルティング、あるいは共同研究、それから、先ほどのマッチングセミナーでございますとか、電気電子工学科とか機械工学科の学生をコンビナートの企業に就職させたいということで、三重大学の学生を対象にコンビナート企業のバスツアーとか、こういったことをやってございますし、今ちょっと席におりませんけれども、農水振興課のほうでは機能性トマトの育成技術の開発、こういったことを本市の農業センターのほうと一緒に取り組みを行っておるところでございます。

収支決算書でございますけれども、11ページの下の方の10番のところをごらんいただきたいと思ひます。こちらのほうですけれども、市の補助金は300万円をお出しさせていただいてございますけれども、こういったものがこういったものを対象に出ているのかということは、支出の部のほうの下4行でございますけれども、コーディネーターさんの合計2名の人件費と、それから消耗品関係の文具類、事務所の賃貸料、電話代でございますとか、こういったものに対する補助ということで300万円を出させていただいておるところでございます。

続きまして、12ページをごらんいただきたいと思ひます。12ページのほうは地場産業振興施策にどんなものがあるのかということで、特に、萬古焼以外のものについてはどうかというご質問がございました。これに対して、なかなかストレートに萬古焼以外の業界さんのほうに対する振興の支援事業補助金などというのは、今現在私どものほうで出しているものはございません。やはり中心は、じばさん三重を中心といたしまして、水沢茶を初めとした、そうめんでございますとか、地酒、ゴマ油、永餅とか、こういったもののPR、あるいは販売促進といったことが主力になってくるかと思ひます。そういったものを品目別に、同じものをイベントなどは何度も繰り返して記載になってございますけれども

も、まとめさせていただいたのが12ページから13ページのほうでございます。

例えば、水沢茶のほうを見てみますと、じばさん三重が行っている各種イベント、東京都庁でございますとか、日本橋でございますとか、東京ドーム、こういった首都圏でのイベント、あるいは地元の桑名市、東員町、津市といったところへのイベントなんかにも参加してございます。

それから、じばさん三重のほうでは、地場産業めぐりバスツアーというのを年二、三回やってございまして、こういったところで各地場産品の工場見学などをさせていただいているというふうに聞いてございます。

それから、昨年12月の終わりぐらいからなんですけれども、ばんこの里会館のほうにもこういった地場産品を通常時からちょっと置いてみようじゃないかということで、水沢茶でございますとか、そうめんでございますとか、こういったものをうつわ亭の一角で販売をすることを始めたところでございます。いずれにしましても、こうしたいろいろな産品の紹介、あるいはPR、販売促進ということを今のところ中心にやっていくしかないかなというところでご理解をいただければと思います。

続きまして、14ページ、最後でございますけれども、楠町商工会への補助金額について、これまでの推移と今後どうやっていくのかというところのご質問をいただいております。

まず、平成17年度からの補助金の推移を表にさせていただいております。平成17年度860万円であったものが、今現在、平成24年度で437万円、平成25年度の予算計上をさせていただいているのは340万円というところでございます。現状、楠町商工会への補助金というのは、実質的な運営費補助となっているということでございますので、いかに事業費補助へ移行させるかというところで、楠町商工会長さん、あるいは事務局長さんとともに今お話をさせていただいている最中でございます。

私どものほうも、他市の事例がどうなっているのか。そういったこともいろいろ研究は進めておりまして、例えば今年の夏過ぎだったかと思うんですけれども、中部20都市の会議がございまして、こちらのほうへも合併で商工会議所も商工会もありますよという、そういった市町村のところへ、商工会への支援というのはどういうふうな対応をしているのかということのをいろいろ調べさせていただいております。

参考までに、15ページのほうにその会議での調査をした部分、あるいは電話での聞き取り等によって対応しているところの一覧表をつけさせていただいておりますけれども、いずれにいたしましても、三重県内の北勢地域のほうというのは、ほとんどが運営費補助

というような形態をとっておりました、ただ、皆さん、やっぱりこれではまずいだろうというのはご認識されているようでございます。皆さん、どうしようかなということで悩んでみえますので、私どもも一緒に、少しでも事業費補助に向けて進んでいる団体さんの例を参考に、補助の申請の形態を変えていってほしいということで今後も引き続きやっていきたいと思っております。何とか平成24年度末の実績報告の段階くらいでは、あと1カ月くらいですけれども、少し格好をつけたいなというふうなつもりで今交渉をさせていただいておりますので、ご理解をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

山本里香委員長

それでは、追加資料の説明を関係部分でいただきましたが、委員の皆さんにはご質疑やご意見がたくさんあると思っておりますけれども、あす開催するということで、ここで閉じさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

15 : 54 閉議